

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	146 件
国民年金関係	28 件
厚生年金関係	118 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	96 件
国民年金関係	58 件
厚生年金関係	38 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年度のうち 6 か月の期間、39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間、42 年 10 月から 44 年 3 月までの期間及び 44 年 7 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年度のうち 6 か月の期間
② 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで
③ 昭和 42 年 10 月から 44 年 3 月まで
④ 昭和 44 年 7 月から 46 年 3 月まで

私は、結婚後、印紙又は納付書で国民年金保険料を納付してきた。何回か住所変更をしているが、納付書が送られてきていたので、保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録部分の昭和 38 年 4 月から同年 9 月までの各欄に 39 年 3 月 19 日に国民年金保険料を収納した旨の検認印が押されていることが確認できる上、申立人が所持する領収証書により 38 年 10 月から 39 年 3 月までの期間の保険料が 40 年 3 月 23 日に納付されていることが確認でき、昭和 38 年度の保険料はすべて納付されていたものと認められる。

また、申立期間②については、上記のとおり、申立人は、当該期間直前の保険料を過年度納付しており、当該納付時点で現年度納付することが可能であった当該期間の保険料を未納のままにしておくとは考えにくく、当該期間直後の保険料も現年度納付していること、申立期間③及び④については、当該期間直後の期間の保険料をそれぞれ納付した昭和 44 年 7 月 3 日及び 46 年 7 月 31 日時点で、当該期間の保険料をそれぞれ過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人の納付記録管理については、上記のとおり、昭和 38 年度分の保険料の納付記録に誤りが認められること、49 年度分の保険料は 49 年 7 月 9 日付け及び 50

年 12 月 1 日付け領収証書により納付されていたが、平成 21 年 8 月 25 日になって未納から納付済みに記録訂正されていること、51 年度分の保険料は現年度及び過年度納付により重複納付されているが、過誤納処理が未だされていないことなど、不適切な状況が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から43年3月まで
② 昭和44年7月から48年12月まで

妻は、私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後は夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和48年4月から同年12月までの期間については、申立人は、当該期間直後から60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付しており、また、保険料を納付していたとする申立人の妻は、区役所又はその出張所で保険料をさかのぼって納付した記憶があると説明しているところ、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された49年4月時点で、申立期間②のうち、48年4月までさかのぼって保険料を現年度納付することが可能であり、当該期間が属する昭和48年度のうち、昭和49年1月から同年3月までの保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち昭和44年7月から48年3月までの期間については、申立人の手帳記号番号が払い出された時点は、第2回特例納付の実施期間ではあるものの、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、妻は、さかのぼって納付した金額の記憶が曖昧である上、当該期間の保険料を区役所又はその出張所で納付したと説明するが、当該期間の保険料は過年度保険料となるため区役所及びその出張所では納付することができないなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月から49年12月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで

私は、婚姻後に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和49年4月から同年12月までの期間及び申立期間②については、申立人は、50年1月以降、申立期間②を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の夫は、49年1月から同年12月までの期間及び申立期間②の保険料が納付済みである上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、同年4月に払い出されており、当該払出時点で同年4月から同年12月までの保険料を現年度納付することが可能であること、申立期間②は12か月と短期間であり、当該期間前後の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和48年2月から49年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続時に自身の保険料をさかのぼって納付した記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年5月から7年1月まで
② 平成7年4月から9年3月まで

私の父は、平成6年に私の国民年金の加入手続を行い、一部の保険料を納付してくれており、未納分の国民年金保険料については、私が9年4月に会社に就職する直前に一括で納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、平成7年4月から8年3月までの期間については、申立人の父親が、国民年金保険料を一括で納付したとする9年3月時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能である上、父親は、申立人が就職する直前の同年3月ころに複数枚の納付書により、金融機関で保険料を納付したと説明しており、オンライン記録によると、当該期間直前の7年2月及び同年3月の保険料は、9年3月27日に過年度納付されていることが確認でき、当該時点で平成7年度分である当該期間の過年度納付書も発行されていたと考えられること、父親が一括で納付したとする保険料の金額は、当該期間の保険料額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち平成8年4月から9年3月までの期間については、父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親は、当時の保険料額及び納付方法に関する記憶が曖昧であり、父親がさかのぼって保険料を納付したとする9年3月時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。また、申立期間②のうち8年4月から9年3月までの期間については、父親が9年3月にさかのぼって納付したとする金額が、当該期間に前述の申立期間②のうち7年4月から8年3月までの期間を含めた場

合の保険料額とは大きく相違するなど、父親が申立期間①及び申立期間②のうち同年4月から9年3月までの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から55年3月まで

私は、昭和48年9月ごろに、区役所出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、同出張所で夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。また、私は、54年12月ごろに転居して市役所で転入に伴う手続をした際、保険料をまとめて納付するよう勧められたため、当該市役所で納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和54年4月から同年11月までの期間については、申立人は、55年4月以降、60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出された54年12月ごろの時点で、当該期間は保険料を現年度納付することが可能な期間である。また、申立人は、転居に伴う諸手続の際に国民年金の手続をした状況等について具体的に説明しており、申立人が居住していた市では、当時、第3回特例納付の実施時期でもあったため、国民年金の加入勧奨及び保険料の納付勧奨を行っていたと説明している上、連番で手帳記号番号が払い出されている申立人の夫の当該期間に係る保険料は、当委員会の決定に基づき、納付済みに記録訂正されているなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 2 しかしながら、申立期間のうち、昭和48年9月から54年3月までの期間及び同年12月から55年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、48年9月から54年3月までの期間については、申立人は、国民年金の加入時期、加入場所及び保険料の納付場所に関する記憶が曖昧である上、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、当時、

別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和 54 年 12 月から 55 年 3 月までの期間については、申立人及びその夫は、まとめて保険料を納付した期間及び納付金額に関する記憶が曖昧である上、夫は、当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間のうち 48 年 9 月から 54 年 3 月までの期間及び同年 12 月から 55 年 3 月までの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年3月まで

私は、国民年金の加入手続をした昭和50年ごろ、父から今なら過去の国民年金保険料を納付することができるかと教えられたため、区役所に納付する旨を申し出て、交付された納付書により夫婦二人分の過去の保険料を金融機関で納付した。申立期間のうち、昭和44年4月から46年1月までの期間及び同年10月から47年1月までの期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、また、46年2月から同年9月までの期間及び47年2月から49年3月までの期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後から60歳に至るまでの国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年4月に払出されていることが確認でき、当該払出時点は、第2回特例納付の実施期間である上、申立人が所持する年金手帳により、加入当時、申立期間は強制加入期間とされていたことが確認できる。

さらに、申立人がさかのぼって納付したとする夫婦二人分の納付額は、申立人の昭和44年4月から50年3月までの保険料及び申立人の妻の20歳到達の月から50年3月までの保険料を特例納付等により納付した場合の金額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 6 月まで

私は、夫が国民年金の加入手続をした昭和 50 年ごろ、夫の父から今なら過去の国民年金保険料を納付することができるかと教えられたため、区役所に納付する旨を申し出て、交付された納付書により夫婦二人分の過去の保険料を金融機関で納付した。その際、私の分は 20 歳にさかのぼって納付した。その後は、納付書で夫婦の保険料と一緒に定期的に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後から現在まで国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人が保険料をさかのぼって納付したとする昭和 50 年は、第 2 回特例納付の実施期間であり、申立期間は強制加入期間である。

さらに、申立人がさかのぼって納付したとする夫婦二人分の納付額は、申立人の夫の昭和 44 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料及び申立人の 20 歳到達の月から 50 年 3 月までの保険料を特例納付等により納付した場合の金額とおおむね一致している上、一緒に保険料を納付したとする夫の申立期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成10年7月から同年10月までの期間、15年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成10年7月から同年10月まで
② 平成15年7月及び同年8月

私の母は、私が20歳のときに私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付及び免除申請をしてくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は4か月と短期間であり、申立人の国民年金保険料の納付及び免除申請をしたとする母親は、免除申請をする際に未納保険料の納付を促されて納付したと説明しており、平成12年4月の免除申請時点で当該期間の保険料を過年度納付することは可能であった。また、母親は申立人の兄の保険料と申立人の保険料を一緒に納付していたと説明しており、当該期間の兄の保険料は納付済みであることが確認できるほか、兄の当該期間の保険料は12年5月に過年度納付されており、この納付時点でも申立人の当該期間の保険料は納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間は2か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであるほか、当該期間の兄の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から41年3月まで
② 昭和45年4月から48年5月まで

私は、昭和35年ごろに夫と同居後、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。申立期間②は夫が夫婦二人分のお金を準備し、55年ごろに特例納付で娘が納付した。申立期間の夫の保険料は納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人及びその夫が当該期間の国民年金保険料をまとめて納付したとする昭和55年は、第3回特例納付が実施されていた期間であり、申立人の夫は当該期間の自身の保険料を特例納付しており、申立人が夫と同様に申立期間の保険料を納付することは可能であったほか、第3回特例納付の記録である「附則第4条リスト」には申立人の夫が第3回特例納付により保険料を納付した記録は記載されていないなど、行政側の記録管理に不適切な点が見られる。また、申立人の夫が納付したと記憶している保険料額は、当該期間の保険料と夫が第3回特例納付により納付した保険料の合計額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人及びその夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその夫は、保険料の納付場所、納付方法等に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年7月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及びその夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から48年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 2 月から 59 年 9 月まで
② 昭和 60 年 1 月から同年 9 月まで

私は、会社を退職した昭和 54 年 2 月に区出張所で国民年金の加入手続を行い、郵便局で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 9 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該期間の保険料も過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を昭和 54 年 2 月ごろに行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 61 年 9 月ごろに払い出されており、この払出時点で当該期間の大部分の期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人は別の年金手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの期間及び58年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで
② 昭和58年3月
③ 昭和63年11月から平成2年12月まで

私は申立期間①については、会社退職後すぐに市役所で国民年金の加入手続を行い、間を空けずに納付する旨伝え、国民年金保険料は両親が金融機関から納付した。申立期間②については、同様に会社退職後すぐに再加入手続を行い、私自身が金融機関から保険料を納付した。申立期間③については、団体退職後区役所で国民年金の再加入手続をし、私自身が毎月金融機関から保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和55年9月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人が当時居住していた区では、さかのぼって納付する旨の申出があれば過年度納付書を発行していたとしていること、当該期間直後の期間の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、1か月と短期間であり、オンライン記録では、当該期間の保険料の納付記録が昭和60年4月3日に取り消されているが、被保険者資格の喪失や時効期間経過後納付の事情は認められず、また、当該期間の保険料の還付記録は無く、当該取消記録に不自然な点が認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、当該期間の保

険料のすべてを納付はしていないと説明している上、保険料の納付時期、納付期間及び納付金額に関する記憶が曖昧である。また、申立人の所持する年金手帳には、昭和60年4月1日に被保険者資格を喪失した旨が記載されているが、当該期間当時居住していた区への住所変更及び当該期間当時の被保険者資格再取得に係る記載は無いことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの期間及び58年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 10 月から 46 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月から 46 年 6 月まで

私は、知人に勧められ、区役所で国民年金の加入手続を行い、20 歳時までさかのぼって国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 48 年 1 月ころに払い出されており、当該時点で申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、申立人は、申立期間直後の 46 年 7 月から 47 年 3 月までの期間の保険料を過年度納付しているほか、その後の保険料をすべて納付していること、納付したとする金額は申立期間を含む 45 年 10 月から 47 年 3 月までの期間の保険料額とおおむね一致していること、申立人に国民年金の加入を勧め加入手続に同行したとする知人は、申立人が 20 歳までさかのぼって保険料を納付したと証言しており、当該知人は、共済年金組合員資格を喪失した 41 年 12 月から 60 歳到達前の平成 15 年 7 月まで保険料をすべて納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から 63 年 3 月まで
私の父は、私が 20 歳のときから就職するまでの間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は、オンライン記録では未加入期間とされているが、申立人は、婚姻後の平成 9 年 3 月に付番された基礎年金番号とは別に、申立人が 20 歳になった昭和 62 年 * 月に実家所在地の町で国民年金手帳の記号番号が払い出されていることが確認でき、父親が保管していた当該旧記号番号の年金手帳には、申立人は同年 * 月 * 日に被保険者資格を取得していることが記載されていること、申立期間の保険料の納付書が発行されていたものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和57年4月から同年9月まで
② 昭和58年4月から同年12月まで
③ 昭和63年4月及び同年5月

私は、大学を卒業後、区役所の出張所で国民年金の加入手続をして、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は9か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和58年6月に払い出されており、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であったこと、当該期間直後の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①については、上記手帳記号番号払出時点で当該期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶が無いこと、申立期間③については、当時は3か月単位の納付書が発行されており、申立人は当該期間直後の63年6月から厚生年金保険被保険者であることから、当該期間の2か月分の保険料を納付するためには、当該期間当時又は被保険者資格喪失手続時に2か月分の保険料納付を申し出る必要があるが、申立人は、その旨の申出を行った記憶は無く、資格喪失手続も行っていないと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年

4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和52年4月から54年3月までの期間及び57年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から54年3月まで
② 昭和57年7月から同年12月まで

私の妻は、夫婦の国民年金の加入手続きを行い、妻が私の分の国民年金保険料と一緒に納付していた。申立期間について妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和54年8月に妻と連番で払い出されており、申立人は、同年4月以降、申立期間②を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①については、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻は、当該期間の夫婦二人分の保険料を市の庁舎内の金融機関で、2回に分割してさかのぼって納付したと説明しており、当該市では当時庁舎内の金融機関で過年度保険料の収納を行っていたとしており、申立人の妻は当該期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については、当該期間は6か月と短期間で、前後の保険料は納付済みであり、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻は、当該期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 10 月までの期間、2 年 10 月、3 年 1 月、3 年 4 月及び同年 5 月、4 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から平成元年 10 月まで
② 平成 2 年 10 月
③ 平成 3 年 1 月
④ 平成 3 年 4 月及び同年 5 月
⑤ 平成 4 年 8 月

私は、国民年金保険料を納付していない期間が生じていることなどを不安に思っていたところ、知人から、保険料の納付を代行してくれる組合のことを聞いたので、平成元年 4 月にそれまで加入していた組合から当該組合に移籍した。以後は、組合の支部に毎月納める組合費の中から、組合がさかのぼって保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、組合を通じて当該期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと説明しており、当該期間は申立人が組合に加入した平成元年 4 月 1 日時点で保険料を過年度納付することが可能な期間である上、オンライン記録によると、申立人は当該期間後の納付済期間の保険料については、すべて過年度納付していることが確認できる。

また、当該組合は、昭和 48 年 9 月以降、組合員に対しては、組合費のほかに国民年金保険料やその他の必要な費用を加えた合計額を記載した請求書を毎月発行し、組合員の保険料の現年度納付、過年度納付及び免除期間の追納を代行していると説明しており、組合費を滞納した組合員は除名することとしているため、平成元年 4 月 1 日から現在まで継続して組合に加入している申立人が、申立期間①の保険料を納付しなかったとは考え難く、請求書に記載された金額から保険料のみを差し引い

て組合支部に納めるということも考え難いと証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

- 2 申立期間②、③及び⑤についてはそれぞれ1か月、申立期間④については2か月と短期間であり、各期間の前後の保険料は納付済みである上、申立人の妻は申立期間④のうち平成3年5月分が納付済みである。また、申立人が当時加入していた組合では、組合員が毎月の請求額の支払を滞納した場合でも、短期間の保険料は組合が立て替えていたので、当該期間のように短期間の未納が発生することは考えられず、組合員でありながら国民年金保険料の納付事務の委託を解除することはほとんど無いとも証言していることから、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年8月、4年6月及び5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月から同年4月まで
② 平成3年8月
③ 平成4年6月
④ 平成5年3月

私は、結婚する際、社会保険事務所(当時)で過去に国民年金保険料に未納があることを指摘され、未納分をすべて納付書で毎月1か月分ずつさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④については、それぞれ1か月と短期間であり、申立期間②及び③は前後の保険料が納付済みであり、申立期間④は直前の保険料が納付済みである。また、申立人は、夫から毎月、給料日に生活費とは別に1万円弱の保険料を受け取って納付していたと説明しており、オンライン記録により、申立期間②及び③前後の保険料は、毎月、夫の給料日の15日ごろに納付されていることが確認できる上、納付したとする金額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は納付した対象期間についての記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成5年6月ごろに払い出されており、当該払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年8

月、4年6月及び5年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和58年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和14年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和58年1月から同年9月まで
② 昭和59年1月から61年3月まで

私は、国民年金に加入して以降、昭和61年4月に厚生年金保険に加入するまでの間についての国民年金保険料を納付したはずである。申立期間①及び②の保険料が未納又は法定免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金の加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間①については、9か月と短期間である上、前後の期間の保険料が現年度納付されていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間①の申立内容に一定の整合性が見受けられる。
- 2 一方、申立期間②のうち、昭和59年1月から60年9月までについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、当該期間に係る保険料の納付場所及び納付額の記憶が曖昧である。また、申立期間②のうち、昭和60年10月から61年3月までについては、申立人及びその夫は、昭和60年11月18日から61年7月1日までにおいて生活保護を受けていることが確認でき、申立期間②の一部期間の国民年金保険料は免除され、納付することができない。これらのことから、申立期間②の申立内容に信憑性が見受けられない。
このほか、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和58年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 61 年 2 月及び同年 3 月の期間、平成 4 年 1 月から同年 3 月までの期間、6 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 10 年 3 月の国民年金の付加保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月から 50 年 6 月まで
② 昭和 52 年 4 月
③ 昭和 61 年 2 月及び同年 3 月
④ 平成 4 年 1 月から同年 3 月まで
⑤ 平成 6 年 1 月から同年 3 月まで
⑥ 平成 10 年 3 月
⑦ 平成 16 年 4 月から同年 9 月まで

私は、付加保険料を含めて国民年金保険料を区役所から送付されてきた納付書で納付しており、付加保険料を差し引いて納付したことはない。したがって、付加保険料が未納となっている箇所があるのはおかしい。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③、④、⑤及び⑥については、オンライン記録によると、昭和 61 年 2 月から平成 10 年 7 月までの期間は付加保険料納付の申出が確認できる上、この付加保険料の納付申出期間において、当該申立期間を除いた 141 か月の付加保険料を含む国民年金保険料が納付されている。なお、オンライン記録によると、申立期間③、④、⑤及び⑥における定額保険料は納付済みとされていることが確認できる。

また、申立期間③、④、⑤及び⑥の定額保険料は過年度納付されているところ、申立人は、「この期間の保険料は金融機関の窓口で、付加保険料のみを差し引いて、納付したことはない。」と述べており、加えて、平成 8 年 8 月に発生した同年 1 月分の過誤納保険料の還付記録により、付加保険料も含めた保険料が過年度納付され、その

まま収納されている事例が確認できる上、申立期間③、④、⑤及び⑥の付加保険料については、還付された記録を確認することができないなど、申立内容に一定の整合性が見受けられる。

2 一方、申立期間①、②及び⑦については、付加保険料納付の申出の記録が見当たらない上、申立人が提出した申立期間①の領収証書によると、当該期間は定額保険料のみ納付されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①、②及び⑦の付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦のうち、申立期間③、④、⑤及び⑥の期間の国民年金の付加保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月及び同年10月
私の父は、私が20歳のときに国民年金の加入手続をして国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間後の平成10年4月から同年7月の保険料を前納しており、当該前納時点において申立期間の保険料は過年度納付することが可能である。

さらに、申立人が所持する平成9年分の確定申告書に記載された国民年金保険料の金額は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年7月からの申立期間を含む半年分の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 59 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月から 57 年 6 月まで
② 昭和 57 年 10 月から 59 年 9 月まで

私は、20 歳のときに国民年金に加入し、元夫が昭和 55 年 4 月に離婚するまで国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、その後は母が保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人には国民年金手帳の記号番号が 2 回払い出されており、2 回目の手帳記号番号は昭和 59 年 5 月ごろに払い出され、当該期間直前の 57 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を 59 年 10 月に過年度納付していることがオンライン記録から確認でき、当該納付時点で当該期間の保険料を現年度及び過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の元夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする元夫に事情を聴取することが困難なため、当時の状況が不明である。また、申立人の最初の手帳記号番号は、昭和 52 年 5 月ごろに払い出されているが、当該期間当初の 53 年 10 月に転居した区の年度別状況リストには不在の記載が確認でき、当該区から現在居住している区への住所変更手続が平成 19 年 7 月にされていることがオンライン記録から確認できることから、申立人は、当該期間当時に居住していた区への住所変更手続を行っていなかったものと推測され、申立人が当該期間当時居住していた住所に保険料の納付書は送付されなかったと考えられる。さらに、申立人の保険料を納付していたとする元夫も、当該期間の保険料は未納であり、申立人の元夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から平成元年10月まで
② 平成2年4月から同年7月まで

私は、母から、私が学生のとときに国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたと聞いている。大学卒業後は、自身で、納付すべき期間の保険料をすべて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は4か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成3年5月及び当該期間直前の国民年金保険料を過年度納付した3年12月のいずれの時点においても、当該期間の保険料を過年度納付することは可能であったこと、申立人が所持する領収証書から、当該期間直後の2年8月から3年3月までの期間の保険料は時効直前の4年9月11日に過年度納付されており、当該過年度納付書の発行日の4年8月11日時点で納付することが可能であった当該期間内の2年7月分の保険料が含まれていないことが確認でき、申立人は、当該期間の納付書を別に受け取っていたと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人及びその母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は自身の国民年金の加入手続及び学生期間の保険料の納付に関与しておらず、手続を行ったとする母親は当時の状況等に関して記憶が曖昧であること、上記手帳記号番号払出時点では、当該期間の過半は時効により納付することはできない期間であること、申立人は現在所持する年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は無く、母親は当該期間に申立人の手帳を所持していた記憶は曖昧であり、当該期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人及び

その母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 11 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 48 年 4 月及び同年 5 月

私は、大学生であった 20 歳当時に国民年金に加入して、私、母及び姉が 3 人分の国民年金保険料を交代で納付してきた。申立期間②については領収証書を所持しているが、平成 21 年に当該期間は未加入期間であるため保険料を還付するとの通知が届いた。申立期間①及び②が国民年金に未加入で、申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が還付されることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間を含む昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を 48 年 9 月 6 日に納付したことを示す領収証書を所持している。また、申立人が所持する同年 6 月 23 日発行の国民年金手帳には、47 年 11 月 25 日に任意加入により国民年金被保険者の資格を取得した旨の記載が確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、昭和 48 年 6 月 22 日に任意加入となっていることから、申立期間②については、制度上、さかのぼって国民年金の被保険者となることはできず、保険料を納付することができない期間であるため、平成 21 年 10 月 8 日付けで当該期間の保険料は還付決議されているが、当該期間の国民年金保険料相当額を還付された事実は認められないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上、被保険者となり得ないことを理由として保険料の納付を認めないのは信義衡平の原則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間①については、申立人、申立人の母親及び姉が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間直後の昭和 48 年 6 月に払い出されていることが確認

でき、申立人、母親及び姉はさかのぼって保険料を納付した記憶が曖昧^{あいまい}である上、姉は、手帳記号番号が49年1月に払い出されており、申立人と同様に48年3月以前の保険料が未納であるなど、申立人、母親及び姉が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年3月及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年9月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで
③ 昭和50年3月
④ 昭和50年4月から同年9月まで
⑤ 昭和52年4月から同年12月まで
⑥ 昭和57年1月から同年3月まで
⑦ 昭和58年4月から61年3月まで

私は、国民年金保険料の納付が遅れたときは、まとめて納付しており、保険料の未納期間はないはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は、当該期間を含む昭和49年度の国民年金保険料を昭和50年12月23日に過年度納付した領収証書を所持している。当該納付済保険料については、納付額が不足していたこと（当該領収証書には納付額が1万1,400円とすべきところを1万800円と記載されており、600円不足）から、49年4月から50年2月までの11か月分の保険料は納付済みに、当該期間の同年3月分の保険料は未納にされ、平成21年9月30日になって、上記11か月分納付済み後の残余の差額500円について還付決議がなされ、申立人に還付が行われているが、行政側が作成した納付書に納付額の記載誤りがあり、このため、申立人は、納付すべき保険料額にわずかに不足する額を納付したこと、及び上記の当該期間に係る残余の差額が三十数年もの長期間にわたって国庫歳入金として扱われていたことは明らかであることを斟酌すれば、当該期間については、納付額の不足を理由に納付済期間として認めないのは信義則に反すると認められる。

申立期間⑦のうち昭和60年4月から61年3月までの期間については、申立人は、当該

期間後に保険料未納の通知を受け取ったことから、区役所に駐在していた社会保険事務所（当時）の職員に保険料を納付したと説明しており、当時申立人が居住していた区において行われていた過年度保険料の収納方法と合致すること、オンライン記録から、62年5月に過年度保険料の納付書が発行されたことが確認でき、その発行時点からみて、申立人は、60年4月から61年3月までの過年度保険料の納付書を受け取ったものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②、④、⑤及び⑥については、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期及び納付額の記憶が曖昧である。また、申立期間①の始期の昭和48年4月から申立期間⑥の終期の57年3月までの108か月の間に保険料未納の期間は5回に及び、行政側においてこれだけの回数の事務処理を誤ることも考えにくいこと、申立期間①から⑤までの間の保険料納付済期間はすべて過年度納付であることなど、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立期間⑦のうち58年4月から60年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の62年5月の過年度納付書発行時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、この当時の未納の保険料をまとめて納付したと説明しており、これは上記の過年度納付書に係る保険料を指すと考えられることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年3月及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月、同年 9 月、63 年 9 月及び平成元年 1 月から同年 3 月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 8 月及び同年 9 月
② 昭和 63 年 9 月
③ 平成元年 1 月から 8 年 10 月

私は、昭和 58 年 7 月に国民年金保険料の納付を始めて以来、保険料を納付してきており、保険料の免除申請を行ったことは無い。申立期間の保険料が未納及び申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は 2 か月と短期間であり、申立人は、当該期間を含む昭和 62 年分の確定申告書（控）を所持しており、当該申告書の社会保険控除欄に記載されている「国民年金」の支払保険料額は、当該年の国民年金保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間は 1 か月と短期間であり、前後の期間の保険料は現年度納付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間③のうち平成元年 1 月から同年 3 月までの期間については、当該期間は申請免除期間とされているが、申立人の所持する平成元年度の国民健康保険料決定通知書の年間保険料額は最高限度額であることから、当該期間直前の昭和 63 年の申立人の所得は、申請免除の要件に該当しなかったと考えられること、当該期間直前の期間の保険料は現年度納付されていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③のうち平成元年 4 月から 8 年 10 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間当初ごろ、取引があった金融機関の外交員に保険料の口座振替手続を依頼したことから、当該期間の保険料は口座振替により納付したはずで

あると説明しているが、申立人の所持する当該金融機関の預金通帳には、保険料が引き落とされた記録は無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年8月、同年9月、63年9月及び平成元年1月から同年3月まで期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から2年3月までの期間、6年12月及び7年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年11月から2年3月まで
② 平成6年12月
③ 平成7年2月

私は、美容院を退職した昭和53年ごろ、母に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月、1か月が2回といずれも短期間であり、それぞれの前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和53年7月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

さらに、申立人は、申立期間当時の保険料支出額が記載された手帳（支払簿）を所持しており、記載されている保険料の支出額は申立期間当時の保険料額と合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情をも含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、国民年金に加入した時期は定かでないが、5年分の未納の国民年金保険料をさかのぼって納付できるとのハガキが届いたので、私と夫と同居していた義妹の3人の国民年金の加入手続を一緒に行い、3人の5年分の未納保険料をさかのぼって納付した。納付後も私が3人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年10月から42年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が42年11月に払い出されていることから、当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であり、申立人は当該期間直後の42年4月から43年3月までの保険料を43年12月18日に過年度納付していることが申立人の所持する領収証書で確認できるほか、申立人が保険料を納付していたとする夫は当該期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から40年9月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は当該期間の保険料の納付書、納付場所、納付額等に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、自身と夫と同居していた義妹の3人の国民年金の加入手続を一緒に行い、3人分の当該期間の保険料をさかのぼって納付したと説明しているが、夫と義妹の国民年金手帳の記号番号は昭和35年10月ごろに払い出されており、申立人が保険料を納付したとする義妹は当該期間の保険料は未納である。さらに、申立人の手帳記号番号は42年11月ごろに払い出されており、当該払出時点では当該期間の保険料は時効により納付できないほか、申立人は当該期間当時に別の手帳を所持し

ていた記憶は無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 10 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から48年4月まで
② 昭和48年7月
③ 昭和51年4月から52年3月まで

私は、20歳になった時に、国民年金保険料の納付書が届いたため、母に相談して納付することとした。国民年金に加入した当初の保険料は、集金に来ていた金融機関の職員に毎月渡して納付しており、厚生年金保険に加入していた期間以外は、国民年金に加入し保険料を納付していたはずである。申立期間①及び②が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、当該期間は12か月と短期間であり、申立人は、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間後は国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付額等に関する記憶が曖昧であるほか、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の初めて被保険者となった日は申立期間②直後の昭和48年8月4日と記載されており、当該期間は、国民年金加入前の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、＜申立期間＞（別添一覧表参照）は＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細票から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細票の厚生年金保険料控除額から、＜申立期間＞（別添一覧表参照）は＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 32 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
12994	女		昭和43年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	3万円
12995	女		昭和43年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	2万円
12996	女		昭和36年生		平成16年12月6日	3万円
					平成18年12月20日	3万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円
12997	女		昭和46年生		平成16年12月6日	2万円
					平成19年12月20日	3万円
12998	女		昭和49年生		平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	2万円
12999	女		昭和47年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	2万円
13000	女		昭和56年生		平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	2万円
13001	女		昭和41年生		平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	2万円
13002	女		昭和46年生		平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円
13003	女		昭和27年生		平成16年12月6日	3万円
					平成18年12月20日	3万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円
13004	男		昭和16年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	2万円
13005	女		昭和53年生		平成16年12月6日	2万円
					平成18年12月20日	3万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
13006	女		昭和38年生		平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円
13007	女		昭和54年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	2万円
13008	女		昭和38年生		平成18年12月20日	3万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円
13009	女		昭和39年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円
13010	女		昭和35年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	2万円
13011	女		昭和47年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	2万円
13012	女		昭和37年生		平成16年12月6日	2万円
					平成18年12月20日	3万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円
13013	女		昭和50年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	2万円
13014	女		昭和50年生		平成16年12月6日	2万円
					平成19年12月20日	3万円
13015	女		昭和44年生		平成18年12月20日	2万円
13016	女		昭和41年生		平成19年12月20日	3万円
13017	女		昭和54年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	2万円
13018	女		昭和34年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	2万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
13019	女		昭和38年生		平成16年12月6日	2万円
					平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円
13020	女		昭和37年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	2万円
13021	女		昭和27年生		平成16年12月6日	3万円
					平成18年12月20日	3万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円
13022	女		昭和47年生		平成16年12月6日	3万円
					平成18年12月20日	3万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円
13023	女		昭和46年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	3万円
13024	女		昭和44年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	3万円
13025	女		昭和42年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 56 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 51 万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額（56 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額を 56 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額を 47 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日
② 平成 17 年 7 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①に係る標準賞与額が実際の保険料控除額に見合う標準賞与額と相違しており、申立期間②については、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当初のオンライン記録によると、標準賞与額は51万円と記録されている。

しかしながら、A社から提出された給料支払明細書により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書において確認できる支給合計額及び厚生年金保険料控除額から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間①当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

次に、申立期間②について、A社から提出された給料支払明細書により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書において確認できる支給合計額及び厚生年金保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間②当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月20日は59万5,000円、同年12月20日は60万5,000円、16年6月20日は61万3,000円、同年12月20日は62万円、17年6月20日は64万円、同年12月25日は62万円、18年6月20日は61万円、同年12月20日は59万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月20日
② 平成15年12月20日
③ 平成16年6月20日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月25日
⑦ 平成18年6月20日
⑧ 平成18年12月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から

控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年6月20日は59万5,000円、同年12月20日は60万5,000円、16年6月20日は61万3,000円、同年12月20日は62万円、17年6月20日は64万円、同年12月25日は62万円、18年6月20日は61万円、同年12月20日は59万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年6月20日は44万5,000円、同年12月25日は59万4,000円、18年6月20日は58万4,000円、同年12月20日は56万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月20日
② 平成17年12月25日
③ 平成18年6月20日
④ 平成18年12月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することと

なる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年6月20日は44万5,000円、同年12月25日は59万4,000円、18年6月20日は58万4,000円、同年12月20日は56万9,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を75万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月20日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる支給総額及び厚生年金保険料控除額から、75万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年7月20日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる支給総額及び厚生年金保険料控除額から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年7月20日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる支給総額及び厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月28日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる総支給金額及び厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月28日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる総支給金額及び厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月28日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる総支給金額及び厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和19年2月1日から同年8月5日までの期間について、A会管理下のB社における船員保険の資格喪失日は、同年8月5日であると認められることから、船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、35円とすることが必要である。

申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年9月1日までの期間のA会における船員保険の資格取得日は同年4月1日、喪失日は同年9月1日であると認められることから、船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、250円とすることが必要である。

申立期間のうち、昭和20年9月1日から21年8月3日までの期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格取得日に係る記録を20年9月1日、資格喪失日に係る記録を21年8月3日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20年9月は100円、同年10月から21年3月までの期間は250円、同年4月から同年7月までの期間は360円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和21年8月3日から同年10月1日までの期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格取得日に係る記録を同年8月3日、喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、450円とすることが必要である。

なお、当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年2月1日から21年10月1日まで
C所を昭和19年1月に卒業し、B社に同月入社した後、一時期、海

軍に応召し軍人となったものの、24年4月30日に同社を退職するまで継続して勤務したが、19年2月1日から21年10月1日までのA会の船員保険被保険者期間が欠落しているので被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち昭和19年2月1日から同年8月5日までの期間について、申立人から提出された船員手帳により、申立人がA会管理下のB社所有船舶のD丸に無線実習生の身分で乗船していたことが確認できる。

しかしながら、申立人に係る船員保険被保険者台帳によると、申立人は昭和19年1月12日に船員保険被保険者の資格を取得している記録が確認できるが、同台帳には資格喪失日が記録されておらず、また、昭和57年にE県F課から申立人あてに通知された「船員保険被保険者資格関係事項について（回答）」にも資格喪失日が確認できない旨記載されているが、オンライン記録では19年2月1日に資格を喪失している記録が確認できることから、申立人に係る年金記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

以上のことから、社会保険事務所（当時）の記録管理が適正なものとは認められず、事業主は昭和19年8月5日に船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和19年2月から同年7月までの標準報酬月額については、上記船員手帳に記載されている標準報酬等級（3級）から35円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和19年8月5日から同年10月5日までの期間について、申立人の船員手帳により下船していたことが確認できることから、申立人は、船員保険被保険者の資格を喪失したと考えられる。

一方、予備船員として自宅待機等をしている期間もA会との雇用契約が継続していたものと考えられるが、予備船員を船員保険の被保険者とする制度は昭和20年4月1日から施行されており当該期間は被保険者の対象とはならない期間である。

このほか、当該期間に係る申立人の乗船履歴を確認できる船員手帳等の資料は無く、申立人の当該期間における船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、昭和19年10月5日から20年9月1日までの期間について、申立人は、A会管理下の船舶を下り、予備船員として自宅待機を命じられていたところ海軍に召集されたと主張している。

これについては、G省H局からの回答により、当該期間は申立人が海軍に召集されていた期間であることが確認できる。

また、当時の船員保険法第 60 条の 2（昭和 20 年 4 月 1 日施行）では、被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その船員保険料を被保険者及び事業主ともに全額免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が海軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

しかし、申立期間のうち、昭和 19 年 10 月 5 日から 20 年 3 月 31 日までの期間については、上述の船員保険法第 60 条の 2 による規定が施行されたのは 20 年 4 月 1 日であることから、当該期間は船員保険被保険者の対象とはならない期間である。

以上のことから、申立人の A 会における資格取得日は昭和 20 年 4 月 1 日、資格喪失日は同年 9 月 1 日とすることが妥当である。

また、昭和 20 年 4 月から同年 8 月までの期間に係る標準報酬月額については、A 会における 21 年 10 月の社会保険事務所の記録から 250 円とすることが妥当である。

- 4 申立期間のうち、海軍からの召集解除に伴い復員した昭和 20 年 9 月 1 日から 21 年 8 月 3 日までの期間については、申立人は自宅待機であっても予備船員を船員保険の被保険者とする制度が申立期間中の昭和 20 年 4 月 1 日から開始されていること、20 年 10 月 1 日からは、C 所の同窓同期かつ A 会本部配属の同僚は、「申立人は A 会本部において I 課に配属され J 社傘下グループ船社間での船員の人事管理を職掌としていた。」と詳細かつ具体的に記憶しており、その供述には信憑性があることがうかがえることから、申立人は申立期間のうち 20 年 9 月 1 日から 21 年 8 月 3 日までの期間について、A 会に勤務し、当該期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 20 年 9 月から 21 年 7 月までの期間に係る標準報酬月額については、予備船員として自宅待機をしていたことがある同僚の社会保険事務所の記録から、同年 9 月は 100 円、同年 10 月から 21 年 3 月までの期間は 250 円、同年 4 月から同年 7 月までの期間は 360 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に解散しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主により当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人

に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 申立期間のうち、昭和 21 年 8 月 3 日から同年 10 月 1 日までの期間について、申立人から提出された船員手帳により、当該期間に K 国政府貸与の K 国籍貨物船 L 号において 3 等通信士として乗船していた記録が確認できる。

以上のことから、申立人は、A 会管理下における K 国籍貨物船 L 号に乗り、当該期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 21 年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額については、船員手帳に記載されている標準報酬等級（15 級）から 450 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に解散しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主により当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格取得日に係る記録を昭和20年9月26日、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格取得日に係る記録を昭和21年1月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を250円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間②の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月26日から同年12月1日まで
② 昭和21年1月31日から同年4月1日まで

B校を昭和20年9月25日に卒業した直後、複数の同期生と共に同年9月26日にA会に採用された後、郷里の地元企業に1か月だけ就労した期間を除いて、25年1月11日まで継続勤務しているため、予備船員として自宅待機した申立期間①及び当該期間の後、A会に政府から貸与されたC国籍の船舶Dに乗船していた申立期間②について、それぞれ船員保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はB校を昭和20年9月25日に繰り上げ卒業し、翌26日にA会に船員(機関士)として採用されたと申し立てている。

このことは、申立人のB校の卒業証書、同校発行の「繰上卒業ニ関スル件」と題する通知及び船員手帳を持っている同期生のA会の資格取得日が昭和20年9月26日であること、また、同期生が作成した「年金について」の文章に、卒業生のほとんどがA会に採用されたと記述されて

いることから認められる。

また、申立人はA会に採用された後、郷里での自宅待機を命じられたと主張しているところ、予備船員を船員保険被保険者とする制度が昭和20年4月1日から施行されており、申立人の同期生も同年9月26日からA会における予備船員の期間が船員保険被保険者の期間として記録されていることから、申立人についても、同年9月26日から同年12月1日までの期間について予備船員として船員保険被保険者資格を有していたものと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同じくB校を卒業した後、A会に採用され、当該期間において船員保険の加入記録がある複数の同期生の標準報酬月額の記録から、100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に解散しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主により当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、上記予備船員の期間にE社に勤務していたことが確認できるが、『司令部の命により昭和21年2月〇日にA会に出頭せよ』との電報を受け同社を退社し、F港停泊中のC国籍船舶Dに3等機関士として乗船したと主張している。

これについて、G省から提出された資料によると、「昭和20年11月に政府はC国政府に引揚輸送に要する船舶を要請」、「昭和20年12月にC国政府は引揚輸送用にH船舶100隻、I船舶100隻の貸与を決定」、「昭和21年1月11日から3月6日にかけて、A会にH船舶100隻、I船舶100隻を引き渡す」と記録されており、また、申立人は、初めて乗り組んだ船舶である事実に加えて、出港後間もない昭和21年2月20日ごろJ沖での座礁及びその後の2か月に及ぶ離礁作業（申立人は、離礁作業はK海軍による駆逐艦・サルベージ船での救援活動も行われたと述べている。）、そして自力航行による帰港までの状況を詳細かつ具体的に記憶していることからその供述に信憑性があることがうかがえる。

一方、申立人は予備船員の期間にE社に勤務しているが、上記同期生が当該期間においても予備船員としての継続が認められていること及び

申立人にA会から出頭の電報が送られていることから、申立人においてもA会との雇用契約が継続されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の昭和21年4月の船員保険の記録から、250円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に解散しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、A会における資格取得日は昭和22年5月17日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、昭和22年5月及び同年6月は510円、同年7月及び同年8月は300円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和15年10月10日から22年9月1日まで
B社(現在は、C社)に、戦時中から戦後にかけて勤務していたので、被保険者期間として欠落している申立期間についても船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人の人事記録及びD省から提出された申立人の履歴書によると、申立人が昭和15年6月10日から同年7月10日までの期間及び同年7月29日から同年10月9日までの期間、B社所有のE及びFに乗船していた記録が確認でき、乗船中の同年10月2日付け命により海軍に応召されたため下船直後の同年10月15日に休職、22年5月17日復員、同年6月10日にA会管理下のB社に復職し、同年9月1日付けで正式採用されたことが確認できる。

また、復員した昭和22年5月17日から同年9月1日までの期間については、予備船員を船員保険被保険者とする制度が20年4月1日から施行されているところ、申立人について、A会管理下のB社に係る船員保険被保険者名簿から20年4月1日に資格を取得し、資格喪失日の欄は未記入となっていることが確認でき、さらに同名簿によると、申立人の標準報酬月額が22年4月1日付け、同年7月1日付け及び同年9月1日付けで改定されている記録が確認できる。

以上のことから、社会保険事務所(当時)における申立人に係る船員保険記録の管理は十分に行われていなかったものと認められる。

また、申立人の、A会管理下のB社に係る資格取得日は、昭和20年4月1日とされるが、申立期間のうち、15年10月2日から22年5月17日までの期間については、G省の回答及びD省から提出された申立人の履歴書によると、当該期間に係る身分は旧海軍軍人であり恩給対象期間であることから、厚生年金保険被保険者の対象とはならない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が保管するA会に係る船員保険被保険者名簿における申立人の船員保険記録の資格取得日は有効なものとは認められず、申立人のA会における資格取得日は昭和22年5月17日であると認められる。

また、昭和22年5月17日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額については、A会管理下のB社に係る船員保険被保険者名簿に記載された記録から、同年5月及び同年6月は510円、同年7月及び同年8月は300円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和35年5月21日から36年3月4日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は同年3月4日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和35年5月から36年2月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年5月21日から38年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A社に継続して勤務していたと主張しているところ、オンライン記録では、申立人は同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和35年5月21日に被保険者資格を喪失している。

しかし、適用事業所名簿によると、A社は、昭和35年5月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人を含む4人の従業員に係る同年10月の標準報酬月額の定時決定の記録及び36年3月3日現在の被保険者数が4人と記載されている記録が確認できることから、事業主は35年5月21日に同社が適用事業所でなくなる届出を行うことは考え難い。

一方、当時の厚生年金保険法における適用事業所としての要件は、従業員が常時5人以上であることが必要であるが、同法第7条において、適用事業所が適用事業所としての要件に該当しなくなったときは、その事業所について、いわゆる任意適用の事業所としての認可があったものとみなす旨規定されている。

当該規定の趣旨、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の定時決定及び被保険者数の記録から判断すると、同社は申立期間において、適用事業所として取り扱われるべきであったと考えるのが相当である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人について昭和35年5月21

日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失に係る有効な処理があったとは認められないことから、申立人の資格喪失日は事業所別被保険者名簿に被保険者数が記載されている日の翌日である 36 年 3 月 4 日と認められる。

なお、昭和 35 年 5 月から 36 年 2 月までの期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における 35 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

他方、申立期間のうち、昭和 36 年 3 月 4 日から 38 年 5 月 1 日までの期間について、A 社の代表者及び社会保険担当責任者が既に死亡又は病気加療中のため当時の詳細な勤務状況等については不明であること、また、申立人が記憶している同僚から一緒に勤務していたとの供述は得られているが当該期間の勤務を特定できないこと等から、当該期間の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和52年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年1月16日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社本社から提出された申立人に係る経歴書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和52年1月16日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和52年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成19年12月1日から20年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成19年12月1日）及び資格取得日（平成20年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月1日から20年3月1日まで
申立期間について厚生年金保険料が控除されていたが、A社が申立期間に係る届出を誤って行っていた。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」及び「出勤簿」により、申立人が申立期間に同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成19年12月1日から20年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成19年12月1日）及び資格取得日（平成20年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月1日から20年3月1日まで
申立期間について厚生年金保険料が控除されていたが、A社が申立期間に係る届出を誤って行っていた。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」及び「出勤簿」により、申立人が申立期間に同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成19年12月1日から20年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成19年12月1日）及び資格取得日（平成20年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月1日から20年3月1日まで

申立期間について厚生年金保険料が控除されていたが、A社が申立期間に係る届出を誤って行っていた。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」及び「出勤簿」により、申立人が申立期間に同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成19年12月1日から20年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成19年12月1日）及び資格取得日（平成20年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月1日から20年3月1日まで

申立期間について厚生年金保険料が控除されていたが、A社が申立期間に係る届出を誤って行っていた。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」及び「出勤簿」により、申立人が申立期間に同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成19年12月1日から20年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成19年12月1日）及び資格取得日（平成20年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月1日から20年3月1日まで
申立期間について厚生年金保険料が控除されていたが、A社が申立期間に係る届出を誤って行っていた。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」及び「出勤簿」により、申立人が申立期間に同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成19年12月1日から20年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成19年12月1日）及び資格取得日（平成20年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月1日から20年3月1日まで
申立期間について厚生年金保険料が控除されていたが、A社が申立期間に係る届出を誤って行っていた。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」及び「出勤簿」により、申立人が申立期間に同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成19年12月1日から20年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成19年12月1日）及び資格取得日（平成20年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を19年12月は30万円、20年1月及び同年2月はそれぞれ32万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年12月14日に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を46万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月1日から20年3月1日まで

申立期間について厚生年金保険料が控除されていたが、A社が申立期間に係る届出を誤って行っていた。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」及び「出勤簿」により、申立人が申立

期間に同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、平成19年12月は30万円、20年1月及び同年2月はそれぞれ32万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成19年12月14日については、A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、46万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成19年12月1日から20年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成19年12月1日）及び資格取得日（平成20年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を19年12月及び20年1月はそれぞれ30万円、同年2月は32万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年12月14日に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を45万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月1日から20年3月1日まで

申立期間について厚生年金保険料が控除されていたが、A社が申立期間に係る届出を誤って行っていた。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」及び「出勤簿」により、申立人が申立

期間に同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、平成19年12月及び20年1月はそれぞれ30万円、同年2月は32万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成19年12月14日については、A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、45万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成19年12月1日から20年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成19年12月1日）及び資格取得日（平成20年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を19年12月は22万円、20年1月は24万円、同年2月は26万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年12月14日に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を44万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月1日から20年3月1日まで

申立期間について厚生年金保険料が控除されていたが、A社が申立期間に係る届出を誤って行っていた。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」及び「出勤簿」により、申立人が申立

期間に同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、平成19年12月は22万円、20年1月は24万円、同年2月は26万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成19年12月14日については、A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、44万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成19年12月1日から20年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成19年12月1日）及び資格取得日（平成20年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年12月14日に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を42万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月1日から20年3月1日まで
申立期間について厚生年金保険料が控除されていたが、A社が申立期間に係る届出を誤って行っていた。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」及び「出勤簿」により、申立人が申立期間に同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成19年12月14日については、A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、42万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成19年12月1日から20年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成19年12月1日）及び資格取得日（平成20年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を19年12月は26万円、20年1月は24万円、同年2月は22万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年12月14日に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月1日から20年3月1日まで

申立期間について厚生年金保険料が控除されていたが、A社が申立期間に係る届出を誤って行っていた。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」及び「出勤簿」により、申立人が申立

期間に同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、平成19年12月は26万円、20年1月は24万円、同年2月は22万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成19年12月14日については、A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成19年12月1日から20年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成19年12月1日）及び資格取得日（平成20年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年12月14日に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を25万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月1日から20年3月1日まで
申立期間について厚生年金保険料が控除されていたが、A社が申立期間に係る届出を誤って行っていた。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」及び「出勤簿」により、申立人が申立期間に同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成19年12月14日については、A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、25万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成19年12月1日から20年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成19年12月1日）及び資格取得日（平成20年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月1日から20年3月1日まで
申立期間について厚生年金保険料が控除されていたが、A社が申立期間に係る届出を誤って行っていた。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」及び「出勤簿」により、申立人が申立期間に同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料を納付していなかった。厚生年金保険が給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の供述及び申立人から提出された平成 17 年冬期に係る賞与支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された上記賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②における標準報酬月額に係る記録を 53 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 平成 5 年 12 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社に勤務していた期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が給与から控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、B社から提出された「給与報酬/標準報酬月額履歴」等において確認できる保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る事業主による納付義務の履行について、B社の人事担当者は、申立人に係る資格取得手続時の標準報酬月額の届出に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくな

っている上、事業主の所在も不明であること、申立人から給与支払明細書等の提出が無いこと、並びに申立人が居住する自治体及び同区域を管轄する税務署に、平成5年及び6年分の税務関係書類が保存されていないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

また、当該期間及びその前後の期間にA社に勤務していた複数の従業員に照会したが、当該期間に係る保険料控除を確認できる資料を保有している者はおらず、同社における給与からの保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、当該期間において申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和54年12月から55年9月までは11万8,000円、同年11月から56年9月までは14万2,000円、同年10月から58年9月までは18万円、同年10月から59年3月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月1日から59年4月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の給料支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和54年12月から55年7月までの期間、同年9月、同年11月から56年6月までの期間及び同年9月から59年2月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、54年12月から55年7月までの期間及び同年9月は11万8,000円、同年11月から56年6月までの期間及び同年9月は14万2,000円、同年10月から58年9月までの期間は18万円、同年10月から59年2月までの期間は20万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和 55 年 8 月、56 年 7 月、同年 8 月及び 59 年 3 月の標準報酬月額については、申立人は保険料控除を確認できる資料を保有していないが、上記給料支払明細書で確認できる保険料控除額が、当該期間の前後の期間において一定であることから判断して、当該期間についても前後の期間と同額の保険料が控除されていたと認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額は、昭和 55 年 8 月は 11 万 8,000 円、56 年 7 月及び同年 8 月は 14 万 2,000 円、59 年 3 月は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社の事業主から回答が無いため、不明であるが、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）における申立人に係る標準報酬月額の記録が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和 55 年 10 月については、オンライン記録の標準報酬月額が、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を上回っていると認められることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんを行わない。

一方、申立期間のうち、昭和 53 年 6 月から 54 年 11 月までの期間については、申立人は給料支払明細書を保有しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人と同時期に A 社に入社した同僚も給料支払明細書等を保有していないことから、当該期間における申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不自然さは無く、さかのぼって記録訂正が行われた等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格取得日に係る記録を昭和28年6月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月17日から同年7月1日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する申立人に係る職員原簿から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和28年6月17日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和28年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人に係る職員原簿により、昭和28年6月17日から当社本店D部に在籍していることが確認できることから、厚生年金保険被保険者の資格取得手続を当社本店で行い、申立期間に係る厚生年金保険料を納付したと認識している。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(19 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違していた。同社は、事後訂正の届出を行ったが、訂正後の標準報酬月額は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(19 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 13069

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和44年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月1日から同年6月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社C営業所に勤務した申立期間の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、発行日を昭和44年4月1日とするA社発行の身分証明書及び同社の退職日が同年5月31日と記載された手帳を保管している。

また、D社からA社へ、申立人と同時に転籍した上司及び同僚7人のうち、死亡者1人と申立人の妻を除く5人に照会したところ、5人全員が、申立人は昭和44年4月から同社に勤務していたとしており、このうち3人が、申立人は同年5月まで勤務していたことを覚えていることから、申立人が、申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、上記同僚7人は、同社において昭和44年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社においてE課長であったとする申立人の上司は、自身が申立人を含むE職6人とF職1人を引き連れてD社からA社に転籍したので、申立人も、上記同僚と同様に、E職として同社で一緒に勤務していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、D社において申立人と同世代であり、資格取得日が近接し、なおかつ同社における資格喪失時の標準報酬月額が申立人と最も近い同僚の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額を 20 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月から 55 年 8 月まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人の昭和 55 年 10 月の定時決定時の標準報酬月額（22 万円）が取り消され、54 年 12 月の随時改定時の標準報酬月額が 14 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、A社の事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格喪失手続の受付年月日欄には、同社が適用事業所に該当しなくなった日である昭和 55 年 9 月 30 日より後の同年 12 月 9 日と記載されている。

これらのことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額がさかのぼって減額訂正された処理日は、昭和 55 年 12 月 9 日であると推認できる。

さらに、雇用保険の記録により、申立人は、昭和 55 年 9 月 30 日にはA社を離職していることが確認でき、申立人の同社における元上司は、申立人は、経理事務担当であったが、代表者印は代表取締役が保管し、すべての決裁を行っていたので、申立人に権限は無く、また、同社の残務処理にかかわることも無かったとしている。

加えて、申立人及びA社の複数の元従業員は、申立期間当時、同社の経営状態は悪く、資金繰りに困っており、給料の遅配や社会保険料の滞納があったとしている。

このほか、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の見直しについて、事業主により同意を求められたこと及び同意したことは無いとしている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が適用事

業所に該当しなくなった後に標準報酬月額をさかのぼって訂正処理する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 20 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成4年10月から7年3月までの期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を4年10月から5年9月までは38万円に、同年10月から6年9月までは41万円に、同年10月から7年3月までは38万円にそれぞれ訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から8年8月31日まで

A社に勤務した期間のうち、平成4年10月から7年3月までの標準報酬月額が自分の記憶する給与総額より低くなっており、また、同年4月30日から8年8月31日までの期間においては厚生年金保険の加入記録が無いので、それぞれ正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年10月1日から7年4月30日までの期間については、オンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年4月30日より後の同年6月8日付けで、4年10月から5年9月までは38万円から30万円に、同年10月から6年9月までは41万円から30万円に、同年10月から7年3月までは38万円から30万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額において有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年10月から5年9月までは38万円に、同年10月から6年9月までは41万円に、同年10月から7年3月までは38万円にそれぞれ訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成7年4月30日から8年8月31日までの期間については、雇用保険の加入記録及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、A社に同年6月まで継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が加入していたB厚生年金基金によると、申立人の資格喪失日は平成7年4月30日としており、オンライン記録と一致している。

なお、A社の元代表者の所在を特定することができないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができず、また、平成8年6月まで同社に勤務していたとする複数の従業員に、同社が適用事業所に該当しなくなった7年4月30日より後の給与明細書等、保険料控除を確認できる資料について照会したが、当該期間の保険料控除を裏付ける資料は得られなかった。

また、C県D市役所によると、申立人は、平成7年4月30日から現在に至るまで国民健康保険に加入していることが確認できるとしている。

さらに、オンライン記録から、申立人は、平成7年4月30日から60歳になるまで国民年金に加入し、同年4月の保険料を同年6月に納付していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月1日から同年11月16日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和42年10月1日に同社C事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和42年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、申立人に係る事務手続を誤ったと認めていることから、事業主が昭和42年11月16日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を平成3年7月から4年11月までは20万円、同年12月から5年9月までは24万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月から6年9月までは41万円に訂正することが必要である。

申立期間④のうち、平成7年3月21日から同年7月3日までの期間については、申立人のA社における資格喪失日は同年7月3日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、9万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月1日から平成3年7月1日まで
② 平成3年7月1日から6年10月1日まで
③ 平成6年10月1日から7年3月21日まで
④ 平成7年3月21日から8年4月1日まで
⑤ 平成8年4月1日から同年12月28日まで
⑥ 平成8年12月28日から10年5月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①、④及び⑥について加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間に継続して同社に勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、A社に勤務した期間のうち、申立期間②、③及び⑤の標準報酬月額が、実際の給与額より低くなっているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社に勤務した期間のうち、申立期間②、③及び⑤の標準報酬月額が実際に支給された給与額より低く記録されているとして、記

録の訂正を求めている。

- (1) 申立期間②については、オンライン記録により、申立期間②のうち平成4年8月から6年9月までの期間に係る標準報酬月額は、当初、4年8月から同年11月までは20万円、同年12月から5年9月までは24万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月から6年9月までは41万円と記録されていたが、それぞれの標準報酬月額の根拠となる定時決定（4年10月及び5年10月）及び随時改定（4年8月、同年12月及び5年12月）の記録が、6年8月19日付けで、さかのぼって取り消され、標準報酬月額がそれぞれ8万円に減額訂正されていることが確認できる。

申立期間②当時の状況について、取締役の一人は、当時A社の経営状況は逼迫しており、厚生年金保険料の滞納があった可能性がある旨供述しているほか、オンライン記録により、二人の取締役が、申立人と同様平成6年8月19日付けで、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間②のうち平成3年7月から4年7月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（7年6月30日）の後の7年7月3日付けで、さかのぼって8万円に減額訂正されていること、申立人と同様に8人の取締役及び従業員が同日付けで減額訂正されていることが確認できる。

なお、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は同社成立日の平成元年9月27日から4年10月16日までの期間及び5年7月2日から6年11月7日までの期間は取締役であったことが確認できるが、同社の他の取締役は、「申立人は、社会保険事務に関与していなかったと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成6年8月19日及び7年7月3日付けで、さかのぼって標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た3年7月から4年11月までは20万円、同年12月から5年9月までは24万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月から6年9月までは41万円に訂正することが必要である。

- (2) 一方、申立期間③及び⑤については、オンライン記録には、平成6年10月1日の定時決定で、申立人、A社代表取締役及び取締役の3人の申立期間③に係る標準報酬月額が8万円（標準報酬月額

の最低額の改定により、6年11月から9万2,000円)と記録され、8年4月1日の厚生年金保険の被保険者資格の取得時決定で、申立人の申立期間⑤に係る標準報酬月額が15万円と記録されているが、当該処理について、遡及訂正処理等不合理な点をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間③及び⑤について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③及び⑤について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立人は、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、④及び⑥の厚生年金保険の加入記録が欠落しているとして、記録の訂正を求めている。

(1) 申立期間④については、取締役及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間④にA社に勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成7年3月21日と記録されている。

しかし、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日(平成7年3月21日)に係る処理は、当初、同年6月5日付けで行われ、その後、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(同年6月30日)の後の同年7月3日付けで、当初の喪失処理を取り消した上で改めて行われており、当該処理と同時に申立人を含む複数の厚生年金保険の被保険者が、さかのぼって標準報酬月額を減額訂正されていることが確認できる。

また、2度目の厚生年金保険被保険者資格の喪失処理は、申立期間②の標準報酬月額の不合理的な減額訂正の処理日と同日(平成7年7月3日)に行われていることから、当該資格喪失処理は、標準報酬月額を不当に減額するために行われた不合理的な処理であると考えるのが相当である。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本では、平成7年7月3日時点では同社は閉鎖されておらず、従業員の供述及び同僚の給与明細書からも法人事業所としての事業実態が推認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成7年3月21日以降もA社に継続して勤務し、同社における厚生年金保険被保険者資格を有していたと認められることから、申立人の資格喪失日を同年

3月21日とする合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が申立人の標準報酬月額を減額訂正した処理日の同年7月3日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成7年2月のオンライン記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間④のうち、平成7年7月3日から8年4月1日までの期間については、同僚の給与明細書により、7年7月分（適用事業所でなくなった月の翌月分）から8年3月分までの厚生年金保険料の控除が行われていないことが確認できることから、A社が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（7年6月30日）の翌日以降の厚生年金保険料が事業主により控除されていなかったことがうかがえる。

また、当該期間について、A社は、既に適用事業所でなくなっており、事業主は死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- (2) 申立期間①については、商業登記簿謄本及び複数の取締役の供述により、入社日は特定できないものの、申立人は、A社に申立期間①当時勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成3年7月1日であり、申立期間①当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、申立期間①当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

なお、申立人は、B社は、A社の旧社名であったと主張しているが、B社の代表取締役は、「A社とB社は別法人であり、同社は、申立人が所属したA社とは業務委託契約の関係にあり、申立人とは雇用契約の関係にはなかった。」と供述している。

また、申立期間⑥については、取締役の供述により、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人と同様に平成8年12月28日に厚生年金保険の被

保険者資格を喪失した同僚は、同日以降も勤務したが、資格喪失日以降の厚生年金保険の取扱いについてA社より説明を受け、厚生年金保険被保険者の資格喪失日以降の勤務期間について厚生年金保険料が控除されていなかったことを認識している旨供述している。

また、申立人と同様に平成8年12月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した別の同僚は、「9年2月までA社に勤務したが、退職時には厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と供述しており、申立期間⑥当時、同社では、厚生年金保険被保険者資格喪失後に給与から厚生年金保険料を控除していなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、既に適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、申立期間⑥当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和21年1月15日、資格喪失日は23年1月1日であると認められることから、申立人の同社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録をそれぞれ訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年1月から同年3月までは60円、同年4月から22年5月までは210円、同年6月から同年12月までは600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月15日から23年1月1日まで

A社で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時、母が記入していた家計簿に、昭和22年12月31日まで生活費入金記録があることから、同日まで勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間当時の家計簿に、昭和21年1月から22年12月まで、申立人が生活費を入金した旨の記載があること及びA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、21年1月15日と記録されていることから、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

また、昭和22年6月以降に書き換えられたA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は確認できるものの、資格喪失年月日欄が欠損しており、申立人の資格喪失日を確認することができない上、同名簿には欠損したページが多く、記載事項が判読不能となっている箇所が多数存在していることから、社会保険事務所（当時）の記録管理が、適切に行われていなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年1月15日にA社において資格を取得し、23年1月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記録されている申立人の昭和21年1月から

22 年 5 月までの記録及び書換え後の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で確認できる同年 6 月の他の被保険者の記録から、21 年 1 月から同年 3 月までは 60 円、同年 4 月から 22 年 5 月までは 210 円、同年 6 月から同年 12 月までは 600 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を平成19年8月11日は50万円、同年12月21日は100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月11日
② 平成19年12月21日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、平成19年8月11日及び同年12月21日に、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年8月11日は50万円、同年12月21日は100万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤り及び保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を平成19年8月11日は30万円、同年12月21日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月11日
② 平成19年12月21日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、平成19年8月11日及び同年12月21日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書における厚生年金保険料控除額から、平成19年8月11日は30万円、同年12月21日は15万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤り及び保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を平成19年8月11日は27万5,000円、同年12月21日は13万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月11日
② 平成19年12月21日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、平成19年8月11日及び同年12月21日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年8月11日は27万5,000円、同年12月21日は13万7,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤り及び保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を平成19年8月11日は40万円、同年12月21日は18万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月11日
② 平成19年12月21日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、平成19年8月11日及び同年12月21日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年8月11日は40万円、同年12月21日は18万5,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤り及び保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を平成19年8月11日は45万円、同年12月21日は22万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月11日
② 平成19年12月21日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、平成19年8月11日及び同年12月21日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年8月11日は45万円、同年12月21日は22万5,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤り及び保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を平成19年8月11日は30万円、同年12月21日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月11日
② 平成19年12月21日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、平成19年8月11日及び同年12月21日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年8月11日は30万円、同年12月21日は15万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤り及び保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を平成19年8月11日は27万5,000円、同年12月21日は13万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年8月11日
② 平成19年12月21日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、平成19年8月11日及び同年12月21日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年8月11日は27万5,000円、同年12月21日は13万7,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤り及び保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を平成19年8月11日は18万円、同年12月21日は9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月11日
② 平成19年12月21日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、平成19年8月11日及び同年12月21日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年8月11日は18万円、同年12月21日は9万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤り及び保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を平成19年8月11日は27万円、同年12月21日は13万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月11日
② 平成19年12月21日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、平成19年8月11日及び同年12月21日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年8月11日は27万円、同年12月21日は13万5,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤り及び保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を平成19年8月11日は5万円、同年12月21日は12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月11日
② 平成19年12月21日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、平成19年8月11日及び同年12月21日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年8月11日は5万円、同年12月21日は12万5,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤り及び保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、平成18年12月25日の標準賞与額を47万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された諸給与支払内訳明細書により、申立人は、平成18年12月25日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、47万5,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、平成18年12月25日の標準賞与額を30万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された諸給与支払内訳明細書により、申立人は、平成18年12月25日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、30万4,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、平成18年12月25日の標準賞与額を26万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された諸給与支払内訳明細書により、申立人は、平成18年12月25日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万6,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、平成18年12月25日の標準賞与額を34万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された諸給与支払内訳明細書により、申立人は、平成18年12月25日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、34万2,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、平成18年12月25日の標準賞与額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された諸給与支払内訳明細書により、申立人は、平成18年12月25日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、平成18年12月25日の標準賞与額を17万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された諸給与支払内訳明細書により、申立人は、平成18年12月25日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、17万1,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、平成18年12月25日の標準賞与額を28万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された諸給与支払内訳明細書により、申立人は、平成18年12月25日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、28万5,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、平成18年12月25日の標準賞与額を27万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された諸給与支払内訳明細書により、申立人は、平成18年12月25日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、27万5,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、平成 18 年 12 月 25 日の標準賞与額を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 25 日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された諸給与支払内訳明細書により、申立人は、平成 18 年 12 月 25 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

では、事業主は、届出誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月20日から同年5月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。支店間の異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の回答及び同社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、上記人事記録に申立人の異動日が昭和47年4月1日と記載されているところ、申立人は、「申立期間はA社B支店に勤務していた。」と申し立てていることから、同社A支店における申立人の被保険者資格喪失日の同年4月20日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和47年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和20年12月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年8月から同年11月までの標準報酬月額については、100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月1日から同年12月まで
② 昭和21年5月から23年8月1日まで
③ 昭和24年10月から同年12月1日まで

A社に勤務した申立期間①、B社C出張所に勤務した申立期間②、D社（現在は、E社）に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。履歴書に書いたとおり、間違いなくそれぞれ勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された労働者年金保険被保険者台帳には、申立人の氏名、生年月日、労働者年金保険の記号番号のほか、資格取得年月日は昭和19年6月1日と記載されているものの、資格喪失年月日は記載されておらず、申立人の同社における資格喪失日を確認することはできない。

一方、申立人のA社に係るオンライン記録では、申立人は昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、20年8月1日に被保険者資格を喪失した旨記録されている。

しかし、A社に係る適用事業所名簿から、同社は昭和20年8月30日にいったん厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その後引き続き同日に再適用されていることが確認できる。また、同社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿は「20年8月30日全喪分」と「21年2月1日全喪分」の二つに区分けされており、申立人は

「21年2月1日全喪分」に記載されている。

そこで、上述の再適用されたA社の「21年2月1日全喪分」と区分けされた健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人が記載されているページを含めた前後計15ページ225人のうち、住所が判明した従業員19人に照会したところ、13人から回答があり、うち一人の従業員は、「申立人が同社に勤務していたことを知っている。自分の同社での勤務期間は昭和19年1月から20年3月までであった。その後、海軍航空隊に入隊した。」と回答しているが、その者の同社における被保険者資格喪失日は、申立人と同様に上記被保険者名簿に記載が無いにもかかわらず、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録には昭和21年2月1日と記録されていることが確認できる。

また、申立人及び上述の従業員19人の計20人について、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を調査したところ、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）が索出できない者は申立人を含め9人、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格喪失日がオンライン記録の喪失日と一致した者は9人、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格喪失日は昭和21年2月1日であるが、オンライン記録の資格喪失日は20年8月30日と記録されている者は2人であったことから、社会保険事務所（当時）の年金記録管理が不十分であったことがうかがえる。

なお、F県から提出された申立人に係る兵籍簿によれば、申立人は昭和19年8月1日に陸軍に召集され、20年8月29日に召集解除されていることが確認できる。

さらに、申立人が62歳のときに作成した履歴書には、A社の工場が空襲で破壊され、作業の見込みが立たなかったため、昭和20年12月に退社した旨記載されており、この履歴書の内容は、同社が保管する「A社100年史」の記述とも符合し、^{しんびょう}信憑性が高い。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は昭和20年12月1日とすることが妥当である。

なお、昭和20年8月から同年11月までの標準報酬月額については、同年7月の上記被保険者名簿の記録から、100円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人は、「B社C出張所に昭和21年5月から24年9月まで勤務した。」と主張している。

しかしながら、B社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社同出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和23年8月1日であり、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社C出張所に係る商業登記の記録は、同社同出張所の当時の所在地では見当たらず、本社所在地も不明であり、申立人の申立期間②に係る勤務実態、保険料控除等について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿によれば、B社C出張所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年8月1日において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は申立人のほかに15人いるが、オンライン記録からこれらの者の連絡先が判明せず、同

社における申立期間②当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人は、「D社に昭和24年10月から49年10月まで勤務した。」と主張している。

しかしながら、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年12月1日であり、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、E社が保管する社員名簿によると、申立人は昭和24年10月21日に入社したことが確認できるが、同社の担当者は、「申立期間③は、当社が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間であり、一般的には保険料控除はしていないと思う。」と供述している。

さらに、D社が厚生年金保険の適用事業所となった日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員20人のうち、住所が判明した従業員二人に照会を行い、一人から回答を得たが、当該従業員は、「申立人と一緒に入社はしたが、入社日がいつかは覚えておらず、保険料控除についても覚えていない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成2年7月から6年10月までは53万円、同年11月から7年11月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から7年12月28日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額より低く記録されている。同社では取締役で勤務したものの、社会保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年12月28日の後の8年1月8日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、2年7月から6年10月までは53万円、同年11月から7年11月までは59万円と記録されていたものが、さかのぼって11万円に減額訂正する処理が行われたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、上記^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は無い。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間のうち平成4年10月20日から6年10月31日まで、ほかの一人の者と共に、同社の代表取締役であることが確認できるところ、同社の同僚は、申立人は別の会社が本務であり、A社では社会保険の手続に関与していなかったとしており、同社と取引のあった税理士も、申立人は、当該減額訂正処理が行われたときは別の会社が本務でA社の経理や社会保険には関与していなかったとしているほか、申立人も当該同僚及び税理士と同様の供述をしている。

また、A社に係る社会保険料滞納処分票によると、同社は申立期間当時、社会保険料の滞納があったことが確認できるが、当該滞納保険料分の整理に関する同社と社会保険事務所との折衝記録欄に申立人の氏名は見当たらない。これらのことから、申立人が当

該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年7月から6年10月までは53万円、同年11月から7年11月までは59万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和22年6月1日から23年8月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を22年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年6月1日から同年9月まで
② 昭和22年5月から23年8月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、申立期間①及び②の加入記録が無い。しかし、申立人自筆の履歴書によると、申立期間①はA社に、申立期間②はC社にそれぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、C社から提出された人事記録によると、申立人は昭和22年5月8日から47年11月20日まで同社に勤務したと記録されている。当該人事記録は、申立人の子から提出された申立人の履歴書と一致することから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、上記の人事記録によると、申立人は昭和22年6月1日に厚生年金保険の資格を取得したとする記載が確認できることから、申立期間②のうち、同年6月1日から23年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、当該期間の標準報酬月額については、上記の人事記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和 22 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、C社は、申立人が同年 5 月 8 日に入社し、同年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの期間について、古い時代の記録なので試用期間だったのかどうか分からないとしている。

また、申立人は既に死亡しており、申立てを行った申立人の子も、申立人の同僚の名前を記憶していないことから、申立人の当該期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間①について、申立人の子から提出された上記履歴書から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、適用事業所名簿によると、A社は昭和 20 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社の当時の事業主は既に死亡しており、当時の事業主の子に照会したものの、申立人の在籍は確認できないとしていることから、申立人の当該期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は既に死亡しており、申立てを行った申立人の子も、申立人の同僚の名前を記憶していないことから、申立人の当該期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年6月1日から13年7月1日までについて、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額(26万円)であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月から14年3月まで
ねんきん定期便によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与月額及び控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額を、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間のうち、平成12年6月から13年6月までの標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、同年9月6日付けで、11万円にさかのぼって減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

また、申立人と同様にA社の従業員21人についても、同時期に標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

一方、A社に勤務した社会保険事務担当者は、同社は申立期間当時社会保険料の滞納があり、事業主の指示でさかのぼって手続をしたが、その訂正処理方法は、事業主が社会保険事務所か税理士のアドバイスを受けたと聞いているとしている。また、同社の経理担当者は、滞納について社会保険事務所と連絡を取ったとしており、資金繰りに苦しんでいて、最終的に事業主が社会保険事務所に行き、決めてきたと思うとしている。

これらを総合的に判断すると、平成13年9月6日付けで行われた当該処理は事実に即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由が無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため当該処理の結果として記録されている申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 13 年 7 月から 14 年 3 月までの期間について、11 万円と記録されているところ、当該処理については上記遡^{そきゅう}及訂正処理との直接的な関係がわからせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、平成 13 年 7 月から同年 10 月まで及び 14 年 3 月については、同僚から提出された 13 年 7 月から同年 12 月まで及び 14 年 2 月並びに同年 3 月の自身の給料明細書では、保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録と一致していることが確認できる。

これらのことから、申立人についても、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していると推認できる。

さらに、平成 13 年 11 月から 14 年 2 月までの期間については、申立人から提出のあった給料明細書によると、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 13 年 7 月から 14 年 3 月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 150 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 19 年 6 月 29 日の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 29 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社から提出された賃金台帳で厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成 19 年 6 月 29 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該

保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月24日から同年5月24日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和37年4月1日から平成3年8月31日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が提出した在職証明書等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年5月24日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和40年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「確認できる関連資料は残っていないものの、社内規程に基づき適切に処理を行っていたはずだ。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和32年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月30日から同年11月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和27年4月1日から平成元年9月30日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が提出した在職証明書から、申立人がA社に継続して勤務し（同社C事業所から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「申立期間当時勤務していたA社C事業所から異動したことはないが、当時1年半くらい体調を崩し休職した覚えがある。」と供述している。

このことについて、B社は、申立期間当時の資料は保管していないことから、申立人がA社C事業所に在職していたこと以外は分からない旨供述しているが、同社の同期入社で当時C事業所に勤務していた同僚も申立人がこの時期に休職していた旨供述している上、当時の同社本店の異動日を見ると、1日付け又は15日付けが多いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和32年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C事業所における昭和32年9月の社

会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「確認できる関連資料は残っていないものの、社内規程に基づき適切に処理を行っていたはずだ。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社B事業所から同社本社への異動はあったが、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された職員名簿及び同社が加入していたC厚生年金基金の加入記録から、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和44年4月1日にA社B事業所から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和44年2月の社会保険事務所(当時)の記録及びC厚生年金基金における同年3月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務

所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年3月9日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあつせんについては、同あつせん後に、申立人の申立期間⑤に係る賞与が、申立人がA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社において再度被保険者資格を取得するまでの間に支給されたことが確認されたことから、当該あつせんに基づく申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録の訂正を行うことはできないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月8日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年8月12日
④ 平成16年12月29日
⑤ 平成17年12月28日
⑥ 平成18年8月4日
⑦ 平成18年12月12日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①から⑦までの標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、事業主から提出された賃金台帳から申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められるとして、既に当委員会で決定したあつせん案の報告に基づき、平成22年3月9日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあつせん（以下「平成22年3月9日付けあつせん」という。）が行われている。

しかしながら、申立期間⑤について、申立人は事業主から提出された賃金台帳から平

成17年12月28日に賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できるが、オンライン記録から申立人は同年9月21日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社において18年1月10日に再度被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成22年3月9日付けあっせんは、事実関係を誤認したものであり、申立人の申立期間⑤に係る賞与が、A社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社において再度、被保険者資格を取得するまでの間に支給されていることから、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録の訂正を行うことはできないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和40年10月から42年4月までの期間を2万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月1日から46年10月1日まで
(昭和42年5月1日から43年4月1日まで及び同年9月1日
日から44年4月1日までを除く。)
② 昭和49年4月1日から50年8月1日まで
③ 平成3年11月1日から4年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額は不当解雇を争った裁判における仮処分及び判決により決定された賃金より低くなっている。また、申立期間③は給与明細書の支給総額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出のあった昭和43年6月25日付け及び44年4月17日付けのA社との「覚書」、46年12月21日付け「領収証書」及び「付属資料」のうちの40年分から46年分の年末調整資料により、40年10月から42年4月までについては、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとな

る。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記「覚書」及び「付属資料」において確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和40年10月から42年4月までは2万8,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等を保管していないこと等から不明としているが、上記「覚書」及び「付属資料」において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額とが長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記「覚書」及び「付属資料」において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、昭和43年4月から同年8月までの期間及び44年4月から46年9月までの期間については、42年*月*日付け「B地方裁判所判決」並びに43年*月*日付け、同年*月*日付け及び46年*月*日付け「B地方裁判所賃金支払仮処分決定」において確認できる賃金額により、当該期間の報酬月額は申立人の主張する額であることが確認できる。

しかし、昭和43年4月から同年8月までの期間は、上記「付属資料」の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、昭和44年4月から46年9月までの期間は、上記「付属資料」のうちの年末調整資料において確認できる厚生年金保険料控除額と、オンライン記録の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料額はおおむね一致している。

さらに、厚生年金基金の加入員記録により、基金設立時の昭和43年5月以降における申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

以上のことから、申立期間①のうち、昭和43年4月から同年8月までの期間及び44年4月から46年9月までの期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないことから、あつせんは行わない。

2 申立期間②について、申立人から提出のあった昭和50年1月29日付けの「協定書」及び「就労後一年間の経過報告書（要旨）」により確認できる報酬月額は、申立人の主張する額であることが確認できる。

しかし、上記「協定書」には賃金差額に対する厚生年金保険料の取扱いについての記述は無く、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を改定後の賃金より控除されたことは確認できない。

また、申立人から提出された昭和50年分の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額と、オンライン記録の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料額はおおむね一致している。

さらに、厚生年金基金の加入員記録によると、申立人に係る当該期間の標準報酬月

額は、オンライン記録と一致している。

次に、申立期間③について、申立人から提出のあった給与明細書により、報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であることが確認できるが、当該給与明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、厚生年金基金の加入員記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和40年1月から同年9月までは3万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年1月1日から46年10月1日まで
② 昭和49年4月1日から50年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額は不当解雇を争った裁判における仮処分及び判決により決定された賃金より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出のあった「付属資料」のうちの昭和40年分から46年分の年末調整資料において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、40年1月から同年9月までについては、オンライン記録より高いことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記「付属資料」において確認できる保険料控除額から、3万3,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等を保管していないこと等から不明としているが、上記「付属資

料」において確認できる申立人を含む3人の従業員の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額とが長期間にわたり一致しないことから、事業主は、上記「付属資料」において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、昭和40年10月から46年9月までの期間については、同年*月*日付け「B高等裁判所判決」及び同年*月*日付け「B地方裁判所賃金支払仮処分決定」において確認できる賃金額により、当該期間の報酬月額は申立人の主張する額であることが確認できる。

しかし、申立人から提出のあった、上記「付属資料」において確認できる厚生年金保険料控除額と、オンライン記録の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料額はおおむね一致している。

また、厚生年金基金の加入員記録により、基金設立時の昭和43年5月以降における申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

以上のことから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないことから、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②について、申立人から提出のあった昭和50年1月29日付けの「協定書」及び「就労後一年間の経過報告書（要旨）」により確認できる報酬月額は、申立人の主張する額であることが確認できる。

しかし、上記「協定書」には賃金差額に対する厚生年金保険料の取扱いについての記述は無く、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を、改定後の賃金より控除されたことは確認できない。

また、厚生年金基金の加入員記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和40年1月から43年4月までは1万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年1月1日から46年10月1日まで
② 昭和49年4月1日から50年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額は不当解雇を争った裁判における仮処分及び判決により決定された賃金より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出のあった「付属資料」のうちの昭和40年分から46年分の年末調整資料から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、40年1月から43年4月までについては、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記「付属資料」において確認できる保険料控除額から、1万4,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等を保管していないこと等から不明としているが、上記「付属資料」において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致しないことから、事業主は、上記「付属資料」において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、昭和43年5月から46年9月までの期間については、同年*月*日付け「B高等裁判所判決」及び同年*月*日付け「B地方裁判所賃金支払仮処分決定」において確認できる賃金額により、当該期間の報酬月額は申立人の主張する額であることが確認できる。

しかし、申立人から提出のあった上記「付属資料」において確認できる厚生年金保険料控除額と、オンライン記録の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料額はおおむね一致している。

また、厚生年金基金の加入員記録により、基金設立時の昭和43年5月以降における申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

以上のことから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないことから、あっせんは行わない。

2 申立期間②について、申立人から提出のあった昭和50年1月29日付けの「協定書」及び「就労後一年間の経過報告書（要旨）」により確認できる報酬月額は、申立人の主張する額であることが確認できる。

しかし、上記「協定書」には賃金差額に対する厚生年金保険料の取扱いについての記述は無く、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を、改定後の賃金より控除されたことは確認できない。

また、厚生年金基金の加入員記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年10月31日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成8年9月の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち平成8年10月31日から同年11月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の被保険者資格喪失日（平成8年10月31日）を同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成8年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月30日から同年11月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い場合、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成8年9月30日から同年10月31日までの期間について、雇用保険の加入記録、当時の経理担当者及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成8年9月30日）の後の平成9年2月12日付けで、申立人の同社における被保険者資格の喪失日が当初8年10月31日と記録されていたものが、さかのぼって同年9月30日と記録されていることが確認できる。

また、申立人と同時期に勤務していた複数の従業員についても、平成9年2月12日付けでさかのぼって資格喪失日の記録の訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本によると、同社は申立期間において、法人事業所であることが確認できる上、常時従業員が在籍していたと認められ、当時の厚生年金保

険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が平成8年9月30日に資格を喪失した旨の訂正処理をさかのぼって行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社に係る資格喪失日は、当該訂正処理前の同年10月31日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年8月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成8年10月31日から同年11月1日までの期間については、さかのぼって被保険者資格の訂正や取消しが行われた形跡は見られず、社会保険事務所の手続に不合理な点は見当たらない。

しかし、雇用保険の記録、当時の経理担当者及び複数の従業員の供述から、当該期間において申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上述の経理担当者は、当該期間においても従前と同様に厚生年金保険料を給与から控除していた旨供述していることから、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における取り消された平成8年10月の定時決定のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は当該期間において、適用事業所としての記録は無いが、商業登記簿謄本から法人事業所であることが確認できる上、常時従業員が在籍していたことが認められることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該期間において適用事業所でありながら、事業主は社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の平成8年10月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年7月31日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社から関連会社のB社（現在は、C社）への異動はあったが、継続して勤務をしていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社及び関連会社のB社に継続して勤務し（昭和61年8月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和61年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和54年11月29日）及び資格取得日（昭和55年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月29日から55年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にはC国の子会社へ出向していたが同社に在籍しており、厚生年金保険がいったん資格喪失され、再取得されることは考えられないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、A社において昭和43年9月21日に資格を取得し、54年11月29日に資格を喪失後、55年3月1日に同社において再度資格を取得しており、54年11月29日から55年3月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びB社から提出された退職経歴台帳により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記退職経歴台帳には、申立人が、申立期間を含め昭和50年3月1日から55年2月29日までの期間において、A社のC国の子会社へ出向していたことが記録されている上、B社は、「申立期間当時の出向者の給与は現地と本社の両方で支給しており、厚生年金保険料は本社給与から控除していたはずである。」と供述している。

さらに、申立人が同時期にC国の子会社で勤務していたと記憶している同僚及び後任者については、厚生年金保険の被保険者期間が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められ

る。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、資料が無く不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年11月から55年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年11月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成6年10月1日から7年1月6日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を6年10月は41万円、同年11月及び同年12月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から7年1月6日まで

ねんきん定期便では、A社に勤務していた期間のうち、平成5年11月から6年12月までの厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額より大幅に低く記録されている。給与明細書等を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年11月から6年9月までの期間の標準報酬月額について、申立人から提出された給与明細書により、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の平成5年11月から6年2月までの標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、同年3月7日付けで、申立人を含め14名の標準報酬月額が5年11月にさかのぼって減額訂正処理されており、申立人の場合14万2,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、A社の経理担当であったと供述している申立人は、「当時、会社の業績悪化により社会保険料の滞納があり、社会保険事務所の担当者からの指示により、事業主の厚生年金保険被保険者資格の喪失及び従業員の標準報酬月額引下げをさかのぼって行い、滞納した社会保険料を精算できなければ、従業員全員について厚生年金保険被保険者の資格を喪失させる旨提案があったことから、事業主が標準報酬月額引下げを行った。」旨供述している。

加えて、商業登記簿謄本によると、申立人は、A社の役員ではないことが確認できる上、元役員は、申立人が経理担当の一般従業員であった旨供述していることから、申立人が社会保険事務に関する一定の権限を有していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について、平成6年3月7日付けで行われたさかのぼった減額訂正処理は事実に即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該^{そきゅう}遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の5年11月から6年9月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が当初、社会保険事務所に届け出た41万円に訂正することが必要である。

一方、申立人の標準報酬月額は、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成6年10月1日）で14万2,000円と記録されているところ、当該処理については^{そきゅう}遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち平成6年10月から同年12月までの期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社における当該期間に係る給与明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、上記給与明細書から確認できる保険料控除額から、平成6年10月は41万円、同年11月及び同年12月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年12月30日から36年11月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年11月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月30日から37年2月1日まで
厚生年金保険の加入期間を調べたところ、A社に勤務した期間のうち申立期間が未加入となっていることが分かった。しかし、申立期間も給与から保険料を支払っていたと思うので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記複数の同僚について、A社における厚生年金保険の資格喪失日は申立人と同日の昭和35年12月30日となっているが、当該同僚の一人が所持する給料明細書により、36年11月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人についても同様に、当該期間に係る保険料が控除されていたと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。一方、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和35年12月30日までであり、当該期間は適用事業所としての記録が無い。しかしながら、申立人及び同僚の供述からA社が適用事業所でなくなった日以後にお

いても6名の従業員が常時勤務していたことがうかがえることから、同社は当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は申立人の当該期間において適用事業所でありながら社会保険事務所に対して適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和36年11月30日から37年2月1日までの期間については、前述のとおり、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認するための関連資料が見当たらないことから、厚生年金保険料の控除等の実態について確認することができない。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月31日から同年4月1日まで

申立期間に厚生年金保険に加入していた記録が無い。平成7年3月31日まで子会社のA社に勤務し、同年4月1日から親会社のB社に同じグループ企業内で転籍し、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、雇用保険の記録及びA社の事業を継承しているB社の回答により、申立人が申立期間においてA社及びB社に継続して勤務し（平成7年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書の保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、親会社のB社の事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成7年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額を平成18年8月10日は27万円、同年12月15日は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月10日
② 平成18年12月15日

平成18年2月にA社に入社し同年3月から正社員となったが、同年8月、同年12月に支給された賞与から保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①は27万円及び申立期間②は18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和 35 年 7 月 1 日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 38 年 3 月 5 日から 39 年 3 月 25 日まで
③ 昭和 42 年 12 月 20 日から 43 年 6 月 1 日まで

申立期間①にB社（現在は、C社）及びA社（現在は、D社）、申立期間②にE社及びF社、申立期間③にF社にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。各期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が名前を挙げた同僚の一人が、申立人と昭和 34 年 4 月 1 日にB社に入社し、入社してから1週間くらいたった後に同社G支店（後にA社）と一緒に異動し、当該期間は、A社に勤務していたと供述していること及び別の同僚一人も、申立人と当該期間に同社に勤務していたと供述していることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同様に、当該期間において厚生年金保険の加入記録が無く、B社及びA社において、申立人と同一の業務内容で継続して勤務していたとする従業員から提出されたA社の給与明細書により、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記従業員から提出された給与明細書の保険料控除額が、B社における資格喪失時の標準報酬月額に係る保険料と一致して

いることから、申立人の同社における資格喪失時の昭和 35 年 6 月の標準報酬月額である 5,000 円とすることが妥当である。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、同社は昭和 35 年 6 月 3 日に設立されていることが確認できるところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年 10 月 1 日であることが確認できるが、申立人及び同僚等 5 人の供述から、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社は適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、E社及びF社の二人の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が当該期間にE社及びF社に継続して勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、E社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 38 年 3 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、また、F社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは 39 年 3 月 25 日であり、申立期間②は両社とも厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、上記二人の同僚からは、当該期間の厚生年金保険料の控除について明確な供述を得ることができなかった。

さらに、E社の元事業主に照会したが、申立人を記憶しておらず、また、F社の元事業主に照会したが、回答は無いことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、当該期間もF社に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人が名前を挙げた複数の同僚及びF社に係る事業所別被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、申立人を記憶しているものの、申立人の当該期間における勤務実態について明確な供述を得ることができなかった。

また、上記被保険者名簿によると、F社は昭和 43 年 2 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間③のうち、同日から同年 6 月 1 日までは厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月29日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成11年10月1日から16年4月30日まで継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に平成16年4月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成16年4月の給与明細書において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、平成 19 年 7 月 13 日は 37 万 1,000 円、同年 12 月 14 日は 41 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 13 日
② 平成 19 年 12 月 14 日

A 事業所に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同事業所は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①及び②の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出のあった申立人に係る給与明細書により、申立人は、平成 19 年 7 月 13 日及び同年 12 月 14 日に、同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、給与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 7 月 13 日は 37 万 1,000 円、同年 12 月 14 日は 41 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和54年4月2日から55年1月31日まで継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあったA社発行の在職証明書から、申立人は、同社に昭和55年1月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

そして、A社の後継会社であるB社の人事担当者による「当社では、月末に退職する場合、その者の退職月の当月の給与（前月21日から当月20日までの給与分）及び退職月の翌月の給与（退職月21日から月末までの給与分）から、それぞれ1か月分の厚生年金保険料を控除する取扱いであることから、申立人が月末日まで勤務していれば、当然、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたはずである。」旨の供述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年12月のオンライン記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、

申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和41年1月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月25日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

そして、申立人のA社C支店から同社本社への異動日については、申立人は、「当時、本社からできるだけ早く着任するように要請されていたことを記憶しているので、辞令発令日（昭和41年1月29日）の前の同年1月25日には本社に着任していたと思う。」旨供述していることから、同年1月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和41年2月のオンライン記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人

に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和27年6月1日、資格喪失日は33年8月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和27年6月から28年2月までは4,000円、同年3月から同年8月までは7,000円、同年9月から29年9月までは8,000円、同年10月から30年9月までは9,000円、同年10月から31年9月までは1万円、同年10月から32年9月までは1万2,000円、同年10月から33年7月までは1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年4月1日から33年8月1日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人が記憶している同僚3人について同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できることから判断すると、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

そこで、上記同僚3人がA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において記録が確認できるため、当該被保険者名簿を確認したところ、申立人と生年月日の一部が違う同姓同名の被保険者の記録が確認できる。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、昭和27年6月1日から33年8月1日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を有し、上記被保険者名簿及びオンライン記録における厚生年金保険被保険者記号番号と一致している未統合の記録であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、事業主は、申立人がA社において昭和27年6月1日に資格を取得し、33年8月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社における上記未統合の厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和27年6月か

ら 28 年 2 月までは 4,000 円、同年 3 月から同年 8 月までは 7,000 円、同年 9 月から 29 年 9 月までは 8,000 円、同年 10 月から 30 年 9 月までは 9,000 円、同年 10 月から 31 年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から 32 年 9 月までは 1 万 2,000 円、同年 10 月から 33 年 7 月までは 1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 27 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、A 社は、申立人の人事記録等の資料を保管していないほか、申立人が記憶している同僚 3 人のうちの一人は死亡し、一人は申立期間後に被保険者資格を取得し、残る一人は回答が得られないことから、同社における申立人の当該期間の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を平成15年12月11日は50万円、16年12月14日は44万円、17年12月13日、18年7月12日及び同年12月13日はそれぞれ56万円、19年7月14日は56万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月11日
② 平成16年12月14日
③ 平成17年12月13日
④ 平成18年7月12日
⑤ 平成18年12月13日
⑥ 平成19年7月14日

A社（後に、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無い。一部期間の賞与の給与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、③、④及び⑥について、申立人及びB社から提出のあった賞与の給与支給明細書等により、申立人は、当該期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、当該期間の標準賞与額については、上記給与支給

明細書における賞与額から、平成15年12月11日は50万円、17年12月13日及び18年7月12日は56万円、19年7月14日は56万1,000円とすることが妥当である。

次に、申立期間②及び⑤について、申立人及びB社は給与支給明細書を保有していないが、同社の供述、複数の従業員から提出された当該期間における賞与の給与支給明細書、申立人に係る平成17年度（16年分）住民税課税基礎資料の内訳書及び18年分の給与所得の源泉徴収票により、申立人は、当該期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、B社の夏と冬の賞与額はほぼ同じであった旨の供述、上記住民税課税基礎資料の内訳書及び源泉徴収票の社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、平成16年12月14日は44万円、18年12月13日は56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を紛失したため、不明としているが、申立期間にA社は厚生年金基金及び健康保険組合に加入しているところ、いずれにおいても申立人の申立期間に係る6回の標準賞与額の記録が無いことが確認できることから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月1日から11年4月1日まで
A法人に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に比べ大きな差がある。給与支給明細書等の資料を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てており、申立人から提出された給与支給明細書から、申立期間について、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（38万円）より高い給与が支払われ、かつ、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高い額を控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書における厚生年金保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与

支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会（現在は、B会）における資格喪失日に係る記録を昭和48年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月30日から同年2月1日まで

A会に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同会には、昭和48年1月31日まで勤務し、同会からC会に異動したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

現在のB会及びC会は、「A会における申立人の在籍期間は昭和46年4月1日から48年1月31日まで。」と回答しており、このほか、C会から提出された機関紙における申立人に関する人事異動の記録及びA会の元従業員の供述から判断すると、申立人が同会に継続して勤務し（昭和48年2月1日にA会からC会に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA会における昭和47年12月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から44年3月までの期間、昭和46年4月から同年6月までの期間、昭和47年1月から48年3月までの期間及び昭和48年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から44年3月まで
② 昭和46年4月から同年6月まで
③ 昭和47年1月から48年3月まで
④ 昭和48年10月から同年12月まで

私たち夫婦は、昭和43年5月に国民年金の加入手続をし、一緒に国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和43年5月に夫婦連番で払い出され、夫婦は同年6月から保険料の納付を開始しており、同月以降申立人が60歳に到達するまで夫婦の納付済期間及び未納期間はすべて一致しており、申立人が保険料を一緒に納付していたとする夫も、申立期間の自身の保険料がすべて未納となっていること、申立期間は、保険料の納付を開始した43年度から48年度までの間に夫婦それぞれ4回ずつ計8回に及んでおり、特定された手帳記号番号により保険料の収納管理が行われる状況下で、これだけの回数事務処理誤りが起こることも考えにくいことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月、昭和43年12月から44年3月までの期間、昭和46年4月から同年6月までの期間、昭和47年1月から48年3月までの期間及び昭和48年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月
② 昭和43年12月から44年3月まで
③ 昭和46年4月から同年6月まで
④ 昭和47年1月から48年3月まで
⑤ 昭和48年10月から同年12月まで

私たち夫婦は、昭和43年5月に国民年金の加入手続をし、一緒に国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人が所持する年金手帳により、申立人は、昭和43年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、当該期間は平成16年4月に厚生年金保険の被保険者資格得喪記録が追加されたことにより、未加入期間から未納期間へ記録整備されたものであり、それまでは国民年金の資格取得前の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②、③、④及び⑤については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和43年5月に夫婦連番で払い出され、夫婦は同年6月から保険料の納付を開始しており、同月以降申立人の妻が60歳に到達するまで夫婦の納付済期間及び未納期間はすべて一致しており、申立人の保険料と一緒に納付していたとする妻も、申立期間の自身の保険料がすべて未納となっていること、申立期間は、保険料の納付を開始した43年度から48年度までの間に夫婦それぞれ4回ずつ計8回に及んでおり、特定された手帳記号番号により保険料の収納管理が行われる状況下で、これだけの回数事務処理誤りが起こる

ことも考えにくいことなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月から 6 年 2 月まで

私は、海外から帰国した平成 7 年 3 月に A 区役所において国民年金の加入手続を行い、その時点でさかのぼって納付できる期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「海外から帰国した平成 7 年 3 月に A 区役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、申立人の国民年金の手帳記号番号は A 区において 7 年 3 月ごろに払い出されているものの、その後、同年 3 月 28 日に 5 年 3 月の保険料を納付するとともに同一年月日で被保険者資格を喪失していることが確認できる。このため、申立期間は未加入期間となっており、保険料を納付することができない期間である。このことについては、申立人が所持している年金手帳にも、前述のオンライン記録における被保険者資格の喪失日と同一の平成 5 年 3 月 28 日に被保険者の資格を喪失した記載があり、その後、海外から日本に戻ったとされる 7 年 3 月 4 日に A 区において被保険者の資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人が納付したとする保険料額の記憶は曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月から 61 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 47 年*月にA市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。婚姻した昭和 52 年 2 月からは、私が夫の国民年金保険の加入手続を行い、夫婦一緒に保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった昭和 47 年*月にA市で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金の手帳記号番号は平成 3 年 2 月ごろに払い出されており、また、申立人の所持する年金手帳は、昭和 47 年 9 月に加入手続をしたとするA市ではなく、手帳記号番号が払い出された当時に居住していたB市において交付された手帳であることが確認できることから、申立内容に整合性は見られない。

また、申立人が、国民年金の加入手続をしたとする 20 歳のころ居住していたA市の国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は見当たらない上、申立人は、「他の手帳を見た記憶が無い。」と述べていることから、前述の手帳記号番号の払出しの時点である平成 3 年 2 月以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、申立期間の保険料の納付方法、納付場所及び納付金額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付書で近所の金融機関で納付していた。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳によれば、申立人は昭和 59 年 10 月 1 日に国民年金の資格喪失手続きを行い、その後、61 年 4 月 1 日から国民年金の第 3 号被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立人は、夫の厚生年金保険加入を機に、国民年金の資格喪失手続きを行ったものと考えられる。また、申立期間は、国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人が申立期間において国民年金に任意加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人が納付したとする金額は申立期間の保険料と大きく相違している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月から 13 年 3 月まで

私は、平成 11 年 4 月に国民年金に加入し、申立期間は外国に出国していたが、国民年金に加入できると聞いていたため、母に国民年金保険料を納付してもらっていた。帰国後の平成 21 年 8 月に「ねんきん定期便」を見て、申立期間の納付記録が無かったので社会保険事務所（当時）で確認したところ、「任意加入手続を行わず海外転出したため資格喪失となり、納付した保険料の還付決定が行われ、保険料過誤納額還付通知書を送付したが、還付請求書が提出されないため、時効により請求権が消滅した。」との説明を受けた。海外居住中は母が郵便物を管理していたため、重要書類を見落とすはずはなく、還付通知書を受け取ったことはない。申立期間が国民年金に未加入であり、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が海外に渡航する前に居住していた区の資料によれば、申立人が海外滞在中の平成 12 年 9 月に、申立人の海外への転出届を 11 年 7 月にさかのぼって受理していることが確認でき、これを受けて申立人の国民年金の資格記録が、11 年 7 月にさかのぼって喪失されていることが確認できる。このことから、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

また、社会保険事務所（当時）の過誤納額調査決定決議書及び過誤納額処理伺によれば、前述の喪失手続により、平成 12 年 10 月に、既に納付されていた 11 年 7 月から 13 年 3 月までの期間の国民年金保険料の還付決議とともに、「保険料過誤納額還付通知書」が母の居住していた住所あてに送付されており、その 2 年後の 14 年 10 月にも同通知書が再度送付されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所では申立人からの「保険料過誤納額還付請求書」の提出がないことから、平成 14 年 12 月に「還付請求権」が時効により消滅したとして、保険料還付金が時効消滅整理されていることが確認でき、これら当時の一連の事務処理に不合理な点は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から61年3月まで
② 昭和61年7月から62年9月まで
③ 昭和63年5月から同年12月まで

私は申立期間の①の国民年金保険料を口座振替で納付し、申立期間の②及び③の保険料を当時勤務していた美容室の給与から天引きされ納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の①について、申立人は、申立期間の①の始期である昭和59年10月にA区からB区へ転居しているが、転居先のB区での国民年金の再加入手続及び口座振替手続に関する記憶が曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の①の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は当該期間の保険料の納付額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

2 申立期間の②及び③について、申立人は、「申立期間の②及び③当時、年金手帳を美容室に預け、国民年金保険料は給与から天引きされ納付していた。」と述べている。

しかしながら、昭和61年4月に申立人と同期で美容室に入店し月々の給与から国民年金保険料を天引きされていたとする申立人の元同僚の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、63年6月に払い出されており、また、当該同僚の62年7月から63年3月までの期間の国民年金保険料は、その同僚が美容室を退社後の平成元年9月に納付され、申立人の元同僚の保険料は美容室勤務中には現年度納付されていないことが確認できる。これらのことから、美容室が申立人の申立期間の②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見受けられない。

加えて、申立人が当時勤務していた美容室が、申立期間の②及び③の申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無い上、申立人は当該期間の保険料の納付に関与しておらず、当時受け取っていた給与明細書に記載されていたとする保険料額の記憶も曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の②及び③の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

- 3 これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①、②及び③の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 47 年 3 月まで

私は 20 歳になる昭和 45 年*月の直前に、当時住み込みで働いていた医院の院長の息子夫人から勧められて国民年金に加入し、同医院に届いた納付書を持って申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になる昭和 45 年*月の直前に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の 47 年 6 月ごろに払い出されていることが確認でき、当該払出しの時点では申立期間の保険料は過年度納付が可能であるものの、申立人は、「さかのぼって保険料を納付した記憶は無い。」と述べていることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見受けられない。

また、申立人は、「現在所持する年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は、申立期間の保険料額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から57年3月までの期間及び平成2年10月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年1月から57年3月まで
② 平成2年10月から11年3月まで

私は、元夫と別居するまでは、私と元夫の国民年金保険料を一緒に、別居後は私の分だけを納付書で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、加入手続場所、保険料の納付場所及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立期間のうち、申立人とその元夫が別居するまでの期間については、一緒に納付していたとする元夫も、当該期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立期間のうち、申立人と元夫が別居した後の期間については、オンライン記録によると、平成12年12月6日に過年度納付書が作成されていることから、当該時点において、少なくとも10年11月以降に保険料の未納期間があったものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで
私たち夫婦は、自宅に来た区の職員に国民年金の加入手続を行ってもらい、その後は、私が集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期についての記憶が曖昧である上、夫婦の保険料を集金人に納付していたとするが、夫婦が当時居住していた区では徴収員制度は昭和37年5月から開始されていることから、申立期間のうち同年4月以前の期間については、申立人の説明する保険料の納付方法と当時の区の徴収制度とが合致しない。

また、夫婦の国民年金手帳の記号番号は、連番で昭和40年4月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間の一部の期間は時効により保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで
私たち夫婦は、自宅に来た区の職員に国民年金の加入手続を行ってもらい、その後は、妻が集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻は、国民年金の加入手続の時期についての記憶が曖昧である上、夫婦の保険料を集金人に納付していたとするが、夫婦が当時居住していた区では徴収員制度は昭和37年5月から開始されていることから、申立期間のうち同年4月以前の期間については、妻の説明する保険料の納付方法と当時の区の徴収制度とが合致しない。

また、夫婦の国民年金手帳の記号番号は、連番で昭和40年4月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間の一部の期間は時効により保険料を納付することができないなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から6年2月まで

私は、平成8年2月に区役所で転入手続を行った際、申立期間を含め滞納していた国民年金保険料を数回に分けて納付したいと申し出て納付書を送付してもらい、滞納分全額を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を分割で納付したとしているが、保険料の納付期間、納付時期、納付場所及び納付額等の納付状況の記憶が曖昧である。また、申立人が転居したとする平成8年2月時点では、申立期間のうち5年11月及び同年12月は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 59 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 59 年 10 月まで

私は、大学卒業後、A試験を受験するため定職に就かず、アルバイトを 15 年以上続けていた。婚姻前に同居していた妻に公的義務の履行を強く求められ、昭和 57 年か 58 年に国民年金の加入手続を行った際に、過去の未納分の国民年金保険料の納付書が送られてきたので、少ない収入をやり繰りし、半年間で分割納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶が無く、加入手続の時期、手続場所及び保険料の納付額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 57 年か 58 年に半年間で数回に分けて 30 万円から 40 万円ほどの保険料を納付したと説明するが、当該金額は、申立期間の保険料を納付した場合の金額と大きく相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年 8 月に払い出されており、当該払出時点で、過年度納付することができる昭和 62 年 7 月までさかのぼって保険料を納付していることが確認できるものの、申立期間については時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び39年7月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3まで
② 昭和39年7月から42年3月まで

私は、国民年金の加入手続をした後、国民年金手帳が送られてきたので、区の集金人に妻と一緒に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間①直後の昭和39年4月に払い出されていることが確認できるものの、申立人は、申立期間①の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しており、当該払出時点では、当該期間の一部は、時効により保険料を納付することができない期間である上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間の保険料が未納である。

また、申立人は、区の集金人に保険料を納付していたと説明するが、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立期間②のうち昭和41年度については、印紙検認欄に検認印が押されていないことから、申立人は、当該年度の保険料を現年度納付していなかったことが確認できる上、当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年9月まで
私の父は、私が短期大学を卒業した昭和49年4月から私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、国民年金手帳の記号番号が申立人と同一日に払い出されている申立人の兄も、昭和51年10月以降の保険料が納付済みで、申立期間は未加入期間及び未納期間となっているなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの期間、9年4月から同年6月までの期間及び10年1月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から5年3月まで
② 平成9年4月から同年6月まで
③ 平成10年1月から同年5月まで

私は、平成14年11月から17年3月まで会社に勤務しているときに申立期間の国民年金保険料の納付書が自宅に届き、まとめて1回で保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成14年11月から17年3月まで会社に勤務しているときに申立期間の保険料をまとめて1回で納付したと説明しているが、当該時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間はいずれも未納期間として15年6月2日に追加された記録であることがオンライン記録で確認でき、それ以前は未加入期間であり保険料を納付することができなかったなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9098

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで
私の夫は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の夫の保険料は納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の夫は、国民年金の加入手続を夫婦一緒に行ったと説明しているが、夫の国民年金手帳の記号番号は婚姻前の昭和37年3月に、申立人の手帳記号番号は申立期間後の44年9月にそれぞれ払い出されていることが確認できること、申立人の手帳記号番号払出時点では、申立期間の大部分は、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9099

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、申立期間も含めて国民年金保険料を納付してきたはずである。オンライン記録では、申立期間は被保険者資格を喪失していることになっているが、資格喪失した記憶は無く、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が所持する国民年金手帳の資格得喪欄には、「資格喪失：昭和60年4月7日」「資格取得：昭和61年4月1日」との記載及び市の確認印があること、資格得喪日の記載は、その筆跡から第3号被保険者への資格種別変更届出が行われた昭和61年9月13日に行われたと考えられ、当該時点で申立期間が未納であったことから未加入期間に訂正されたものと考えられることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から51年7月まで
私は、結婚して勤め先を辞めたとき、私の叔父に国民年金の加入手続をしてもらい、納付書により近くの郵便局で国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、昭和47年9月ごろ叔父に国民年金の加入手続をもらったと説明しているが、申立人の加入手続を行ったとする叔父から当時の加入状況を聴取することができないため、当時の状況は不明である。

また、申立人は、郵便局で1か月3,000円ぐらいの保険料を納付書で2,3か月に一度納付していたと説明しているが、当時、申立人が居住していた市では郵便局で保険料の収納は行っておらず、納付したとする保険料額も申立期間の保険料額と大きく相違している。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、51年10月25日に任意加入したことにより払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳にも同日任意加入被保険者資格を取得したことが記載されており、申立期間は任意加入前の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であること、申立人は叔父から国民年金手帳を受領した記憶が曖昧であるなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から6年2月まで
私の父は、私が20歳になった平成元年*月から就職した前月の6年2月まで、保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、父親は、当委員会の口頭意見陳述においても、申立期間当時に居住していた市の担当者と、学生である申立人がなぜ保険料を納付しなければならないのかと電話で話をしたことを憶えており、おかしいと思いつながら保険料を納付したと説明するが、学生であった申立人は、20歳当時はまだ国民年金加入の義務が無かったため、任意加入手続を行う必要があったものの、父親は任意加入手続及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。また、3歳年下の申立人の妹は、学生であった平成4年8月から保険料を納付しているが、3年4月以降は、学生も強制加入となっているため、申立人とは状況が異なっている。

さらに、申立人は平成6年3月に交付された厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を所持しているが、当該記号番号が平成9年1月に基礎年金番号として付番されており、当該年金手帳には、国民年金手帳の記号番号の記載が無い上、国民年金の記録ページには、10年4月21日の資格取得日以降の記録のみが記載されていることから、申立人は、基礎年金番号で国民年金の加入手続を行っていることが確認できるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人及びその父親は別の年金手帳の記憶は無いと説明しており、申立人が当時居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から10年3月まで

私は、平成3年9月に会社を退職した際、元年11月に会社を退職した時と同様に厚生年金保険から国民年金への切替手続を区役所出張所で行い、以後は国民年金保険料を主に区役所出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和62年7月に払い出されているものの、当該手帳記号番号で管理されている資格記録は、平成2年5月に申立人が厚生年金保険に加入したことに伴い国民年金被保険者資格を喪失するまでであり、それ以降の資格取得に係る記録は無い。

また、申立人は、本来、基礎年金番号が付番される平成9年1月時点で、厚生年金保険等の被用者年金に加入していなかったため、その時点で、国民年金に加入していれば、国民年金手帳の記号番号が基礎年金番号として付番されることになるが、申立人の基礎年金番号は、10年4月に厚生年金保険に加入したことにより厚生年金保険の記号番号が付番されていることから、基礎年金番号が付番されるまで申立人は国民年金に未加入であったことが確認でき、当該期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人の手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月、同年5月及び同年9月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月及び同年5月
② 平成2年9月から3年3月まで

私は、申立期間当時に国民年金保険料免除の申請を行った記憶は無く、保険料として20数万円を納付した記憶がある。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付場所及び納付回数等の納付状況の記憶が曖昧である。

また、オンライン記録により、申立人は、厚生年金保険の資格喪失後、国民年金手帳の記号番号が払い出された平成2年4月に、同年1月及び2月の保険料を納付し、同年4月21日に同年4月及び同年5月の保険料の免除申請を行っており、申立人は申立期間①直後の一時海外転出の期間は国民年金被保険者資格を喪失していたが、帰国後の同年10月1日に同年9月から3年3月分までの保険料の免除申請を行った後、同年12月13日には同年3月分の保険料をさかのぼって納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、夫婦二人の手続を同時に行った記憶は無いと説明するものの、妻も同じ期間が保険料免除となっており、オンライン記録によると、申立人と同日に保険料の免除申請を行っていることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から11年3月までのうちの数か月間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から11年3月までの期間のうち数か月間
私は、夫と二人で区役所出張所へ行き、国民年金第3号被保険者への種別変更手続を行った時に、さかのぼって納付できる期間の国民年金保険料を納付したいと区役所担当者に申し出て、指定された期間の保険料を納付した。納付した期間の記憶は無いが、納付した数か月間を含めて申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、さかのぼって保険料を納付した対象期間、納付時期及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、国民年金第3号被保険者種別変更手続を行った区役所出張所で、さかのぼって保険料を納付したと説明しており、オンライン記録によると、申立人は当該手続を平成12年8月に行ったことが確認できるが、当該時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となるため、区役所出張所では収納することができない上、申立人は区役所出張所以外で保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年10月までの国民年金保険料については、免除され、かつ、追納されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年10月まで
私の母は、私が20歳になったときに区役所で私の国民年金の加入手続及び免除申請手続きを行い、その後、平成5年11月から11年3月までの国民年金保険料を追納するとともに、申立期間の保険料についても追納してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を申請免除され、かつ、申立人の母親が当該保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続、免除申請及び保険料の追納に関与しておらず、加入手続、免除申請及び保険料の追納をしたとする母親は、加入手続時期、免除申請の時期、保険料の追納期間及び追納額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の平成5年12月に払い出されていることが確認でき、当該払出し時点では、制度上、申立期間の保険料を免除申請することはできない。

さらに、申立人の弟の手帳記号番号は、平成7年5月に払い出されており、申立人と同様に、制度上、保険料の免除申請を行うことができない同年3月分の保険料は免除されておらず、保険料が未納である上、母親は、申立期間のうち、5年4月から同年9月までは国民年金に未加入であるなど、母親が申立期間の保険料の免除申請を行い、かつ、当該保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除され、かつ、追納されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から57年3月まで
私の母は、私が20歳になったときから町会の役員を通じて、私の国民年金の加入手続をし、母自身、兄及び私の3人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、国民年金手帳の記号番号が申立人と同日に払い出されており、母親と一緒に保険料を納付していたとする兄も、申立期間の大部分が未納である上、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和57年12月時点では、申立期間の大部分が時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶が無いと説明しており、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月から同年 11 月までの期間及び 60 年 2 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 9 月から同年 11 月まで
② 昭和 60 年 2 月から 62 年 3 月まで

私は、最初に勤めた会社を辞めた昭和 59 年 9 月ころに、会社から国民年金への切替手続の説明を受け、区の出張所へ出かけて、国民年金の加入手続を行い、その後は国民年金保険料を毎月納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付額、納付時期及び厚生年金保険から国民年金への切替手続に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 3 年 10 月ごろに払い出されており、オンライン記録によると、同年 10 月 14 日に申立期間①及び②の資格取得及び資格喪失の記録が追加され、未加入期間から未納期間となっていることが確認できる上、当該払出し時点では、申立期間①及び②は時効により、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年5月から59年1月まで
② 昭和62年4月
③ 昭和62年12月

私は、平成元年12月に婚姻したころ、市役所の窓口で国民年金の加入手続を行った。その際、1か月でも未納期間があると国民年金を全額受給できないと聞いていたので、過去の未納期間の国民年金保険料をすべて納付した。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、平成2年2月ごろに払い出されていることが推認でき、昭和63年1月及び同年3月の国民年金保険料は、平成2年3月に過年度納付されていることが確認できる。このことから、申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、当該払出日及び保険料が過年度納付された平成2年3月の時点で、時効により納付することができない。

また、申立人は、「現在所持する年金手帳のほかには年金手帳を所持していたことはない。」と述べており、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、申立人が納付したとする過去の未納期間の保険料の金額は、当該未納期間の保険料をすべて納付した場合の保険料額と相違している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から55年3月まで

私は、昭和44年6月に会社を辞めてしばらくしてからA市で国民年金の加入手続を行った。加入した際、私は、数か月分の国民年金保険料を納付した記憶があり、また、それ以降の保険料は私の義父が、私と夫の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿及びA市の国民年金被保険者名簿によると、昭和56年3月に払い出されており、申立期間のうち、44年6月から53年12月までの期間は時効により納付できない。また、申立人は、現在、所持する手帳以外の記憶が曖昧であり、ほかに申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、55年度分の国民年金保険料を56年3月に納付されていることが記録されているが、54年度以前の保険料の納付記録は無い。なお、申立人は、「加入時に数か月分をまとめて3、4万円の保険料を納付した。」と主張しており、当該金額は、昭和56年3月に55年度分を一括で納付した金額とおおむね一致している。このことは、申立人が現在所持している手帳に添付された55年度の領収証書においても確認することができる。

加えて、申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、「会社を辞めてしばらくしてから国民年金の加入手続を行った。」と述べているが、加入手続を行った具体的な時期に関する記憶は曖昧である上、申立人の申立期間のうち、数か月を除いた保険料を納付したとする申立人の義父は、既に死亡しており、申立人の当時の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の義父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月から平成元年3月まで
私の父が、私が20歳のときに国民年金に加入手続きを行い、私が会社に入社するまで国民年金保険料を納付してくれたと、私は父から聞いている。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無い上、申立人の基礎年金番号は、申立人が申立期間の直後に入社した会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に払い出された記号番号に基づいて付番されていることが確認できる。また、申立期間当時、申立人は学生で国民年金の任意加入適用期間であり、加入手続きが行われていないことから、未加入期間となっており、制度上、申立期間は、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人の父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与していない。

なお、申立人は、「父から手帳をもらった記憶は無い。」と述べているものの、申立人の父は、「申立人に国民年金の手帳を渡した。」と述べており、手帳に関する記憶は曖昧である。

このほか、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から62年3月まで

私は、昭和61年8月の結婚を機に、若い妻のために少しでも多くの年金を残してあげたいと考えて、当時勤めていた会社に入出入りしていた郵便局の保険担当職員に勧められ、62年4月ごろに、国民年金に加入し、それまでの未納分の国民年金保険料を特例納付で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和62年4月ごろに国民年金に加入した。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成元年7月ごろに払い出されていることが推認でき、申立人は、「現在所持する年金手帳以外に年金手帳を所持していたことはない。」と述べており、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「加入当時に、夫婦二人分の保険料をさかのぼって特例納付で納付した。」と述べているが、手帳記号番号が払い出された平成元年当時には特例納付の制度は実施されておらず、特例納付で納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料は、前述の手帳記号番号の払出しの時点では時効により納付できない上、連番で手帳記号番号の払い出しを受けた申立人の妻も未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人が納付したと申立てをしていた金額は、前述の払出し時点で夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付することが可能であった昭和62年4月から平成元年6月までの保険料額とおおむね一致しており、オンライン記録によると、平成元年7月26日に昭和62年4月から63年3月までの夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付してい

ることが確認できる。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から56年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、56年3月の国民年金保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月から56年3月まで

私は、会社を退職後の昭和47年ごろに国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していた。また、56年3月の保険料は重複して納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所、納付方法、納付金額等の納付状況の記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する昭和53年分から56年分までの確定申告書（一面）には、社会保険料控除の金額は記載されているが、国民年金保険料支払額は明記されておらず、確定申告書（一面）に記載された社会保険料控除額は、申立期間の国民年金保険料額と相違しており、申立人は、社会保険料控除の金額に国民健康保険料の金額が含まれているかは不明であると説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和53年1月から56年2月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、56年3月の国民年金保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 57 年 6 月まで
私の両親は、私が 20 歳のときに国民年金の加入手続きを行い、私が就職するまで国民年金保険料を納付してくれ、就職してからは自身で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付をしていたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は申立期間当時の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 59 年 8 月に夫婦連番で払い出され、夫婦は、当該払出時点で過年度納付が可能であった 57 年 7 月以降の保険料を納付しており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は、現在所持する手帳以外の手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間同時に申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないことなど、申立人の両親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月及び同年7月並びに6年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年6月及び同年7月
② 平成6年4月から同年9月まで

私の母は、私が学生のときに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれた。平成6年ごろ以降は、自分で保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、当該期間は平成8年10月に資格得喪記録が訂正されたことにより未加入期間から未納期間に記録整備されたものであり、それまでは当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない、

申立期間②については、当該期間は平成8年11月に資格得喪記録が訂正されたことにより未加入期間から未納期間に記録整備されたものであり、それまでは当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は、8年11月に当該期間直後の6年10月から8年3月までの過年度保険料及び8年4月から9年3月までの現年度保険料を納付しているが、当該納付時点では、当該期間は、時効により保険料を納付できない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年3月まで
私の伯母は、私が20歳になった時に、国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料は私自身で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、国民年金の加入手続をしたとする申立人の伯母に事情を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳には国民年金の記号番号の記載が無く、申立人は、平成16年6月ごろに基礎年金番号で国民年金に加入していること、申立人は現在所持する手帳とは別の年金手帳を所持していたことは無いと説明していることなど、申立期間当時、申立人に国民年金の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の被保険者資格の得喪の記録は、平成16年6月に追加されたことがオンライン記録から確認でき、それまでは申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9123 (事案 1170 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、当初国民年金に加入していなかったが、将来を考えて昭和 53 年ごろに国民年金に加入し、納付していなかった 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料と申立期間の保険料を 2 回に分けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、第 3 回特例納付において、昭和 36 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料を 2 回に分けて納付し、申立期間の保険料を 1 回目の納付の数か月後に納付したと説明しているが、第 3 回特例納付の実施期間は 55 年 6 月末日までであり、申立人が 1 回目に保険料を納付したとする領収証書の日付が 55 年 6 月 28 日であることから、申立期間の保険料を納付したとする 2 回目の納付時期は第 3 回特例納付の実施期間外であると考えられる上、申立人が納付したとする保険料額は申立期間の保険料額と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時の保険料の納付状況等についての新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月から62年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月から62年4月まで
私は、会社を退職した後、区役所の出張所で国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は私の母が納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、当時申立人宅近くの実家に居住し、保険料を納付していたとする母親は、納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、20歳時から会社就職前までの被保険者資格取得期間の記載は確認できるが、その後の会社退職後の申立期間に係る資格取得の記載は無いこと、オンライン記録でも申立期間は未加入期間とされており、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月から同年8月まで
私は、会社退職後の平成8年6月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行い、送付された納付書により、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人には、平成9年1月1日に、厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されており、それ以前に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間に係る国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失の記録が、同年5月30日に記録整備された結果、申立期間は未加入期間から未納期間に訂正されていることが確認できるため、申立期間は、記録整備時点まで保険料を納付することができない期間であった上、当該記録整備時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は現在所持する年金手帳により国民年金の加入手続を行ったと思うと説明するが、当該年金手帳には、基礎年金番号となった厚生年金保険の記号番号の記載はあるものの、国民年金手帳の記号番号は記載されていないことから、「国民年金記録（1）」のページに記載されている国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失の記録は、基礎年金番号が付番された後に記載されたものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から16年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から16年9月まで
私の母は、私の申立期間の国民年金保険料については免除申請を行ったはずである。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を申請免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人が居住する区役所の免除記録によると、平成14年4月から15年6月までの期間の免除申請は、社会保険事務所（当時）への進達日が14年8月14日に行われているものの、前年の所得が免除の基準となる所得金額を上回っていたため、同年8月20日に却下されていることが確認できる。

また、同区役所の当該免除記録では、申立期間を除き平成11年4月から18年6月までの期間の免除申請承諾日が、オンライン記録の処理年月日と同一日であることが確認でき、記録に齟齬は見られない上、申立期間より前の免除期間は、免除承認期間が4月から翌年3月までとされていた期間であり、それぞれの免除申請はおおむね毎年5月に申請されていること、一方、免除承認期間が7月から翌年6月までとなった平成15年度以降のうち、17年度以降は毎年7月に申請されているものの、申立期間直後の平成16年10月から17年6月までの免除期間の申請日は、16年11月29日であり他の年度と申請時期が異なっていることなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私は、申立期間当時、学生だったが、父が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする父親は、加入手続き時期及び保険料の納付場所の記憶が曖昧であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、父親は、申立期間当時の年金手帳についての記憶が曖昧であり、申立人は、父親から年金手帳を受け取った記憶は無いと説明している上、申立人が当時居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 4 月ごろに国民健康保険の加入手続を行った後、時期は定かでないが、加入日を 60 年 4 月 1 日として国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をさかのぼって納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 63 年 6 月に払い出されており、申立人が当時居住していた市が保有する国民年金通算記録によると、62 年 4 月から 63 年 3 月までの保険料は、さかのぼって納付されていることが確認できるものの、申立人は、保険料をさかのぼって納付した際の金額、納付時期及び納付方法の記憶が曖昧である。

また、申立人は、国民健康保険に加入した後に国民年金の加入手続を行ったと説明するものの、当該手続の時期については明確でなく、手帳記号番号が払い出されている昭和 63 年 6 月ごろかもしれないと説明しているなど、加入手続時期の記憶が曖昧であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、前記の手帳記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無い上、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から46年3月まで

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、勤務先の事務担当だった夫が代理で行い、保険料は私の給料から差し引かれていた。上京した昭和42年ごろは、保険料をしばらく納付していなかったため、私と夫はそれまでの保険料をさかのぼって分割納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間のうち、昭和39年3月から41年12月までの期間については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間のうち、昭和42年1月から46年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された47年1月は、第1回特例納付の実施期間であるものの、申立人は、さかのぼって保険料を納付した時期、納付頻度及び納付額についての記憶が曖昧であるなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた町及び区並びに所轄社会保険事務所（当時）において、申立人の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月から平成 3 年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳になった昭和 63 年*月に、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を区の出張所、郵便局及び金融機関で納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする母親は、保険料の納付額に関する記憶が曖昧である上、保険料を納付していたとする郵便局については、申立期間当時、申立人が当時居住していた区では現年度分の保険料を納付することはできなかった。

また、申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成 3 年 5 月に払い出されていることが確認できる上、当該年金手帳にも初めて被保険者となった日は 3 年 4 月 1 日と記載されているため、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料をさかのぼって納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は当該年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無い上、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）においても、手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9132 (事案 4826 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 12 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月から 52 年 3 月まで
私は、3 か月ごとに市役所で納付書により申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が納付したとする保険料額は当時の保険料額と大きく相違しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 53 年 1 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、申立期間当時に年間 13 万円の保険料を 2 年数か月間納付していたと主張するが、これは申立期間の保険料額と大きく相違する上、前回の申立てにおいて説明していた保険料額とも大きく異なるなど、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年3月まで

私は、大学を卒業した直後の昭和51年4月に、区役所から送付されてきた書類により国民年金の加入手続を行い、大学時代の4年分の国民年金保険料額が記載された用紙が郵送されてきたので、その保険料をすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和51年4月ごろに国民年金の加入手続を行って、大学時代の保険料をさかのぼって納付したと説明するが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、53年4月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点は、第3回特例納付の実施期間外であるため、申立期間の大半は、時効により、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が納付したと説明する納付額は、第3回特例納付により、申立期間の保険料を特例納付した場合の金額とも大きく異なっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が曖昧である上、申立人が当時居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時及び昭和51年4月ごろに申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から7年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から7年2月まで

私の叔父は、私の母から依頼を受けて私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料の免除申請手続きを行ってくれた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び免除申請手続きに関与しておらず、加入手続き及び免除申請手続きを行ったとする申立人の叔父から当時の加入及び免除申請の手続き状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間のうち、平成2年7月から3年3月までの期間は、大学生は強制加入期間ではなかったため、制度上、保険料の免除申請をすることができない上、厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番された9年1月1日時点では、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって免除申請をすることができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人の母親は、叔父から年金手帳を渡された記憶が無い上、申立人が当時居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間当時、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月
私は、平成12年10月30日に会社を退職した後、納付書が送られてきたことから、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険適用事業所に平成12年10月30日まで勤務し、同年11月1日から他の事業所に勤務したことから、同年10月31日が厚生年金保険の資格喪失日及び国民年金の資格取得日となり、申立期間である同年10月は国民年金の強制加入対象期間とされている。

申立人は、平成12年10月30日まで勤務していた事業所が厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ってくれたと説明しているが、オンライン記録により、申立人は、13年5月24日の未適用者一覧表に載っており、国民年金への加入勧奨が行われた以降、当該一覧表作成時点で未加入であったことが確認できること、オンライン記録により、申立期間に係る国民年金の資格取得記録は13年9月18日に記録追加されていることが確認でき、当該記録追加時点で申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人が保険料を納付したとする区役所出張所は、過年度保険料の収納を行っていなかったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から51年9月までの期間、昭和52年4月から57年12月までの期間、昭和60年1月から同年4月までの期間及び昭和60年8月から平成4年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年1月から51年9月まで
② 昭和52年4月から57年12月まで
③ 昭和60年1月から同年4月まで
④ 昭和60年8月から平成4年6月まで

私の元妻は、結婚前の学生の時から同居していた私の国民年金の加入手続きしてくれ、自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする元妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和53年12月に払い出されており、当該期間の保険料を納付するには当時実施されていた第3回特例納付による以外にないが、手帳記号番号が同年4月に払い出されている元妻も保険料をさかのぼって納付していないなど、申立人の元妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、元妻の特殊台帳には、元妻が婚姻前の昭和54年7月に実家所在地の市へ転居し、59年7月に当時申立人と居住していた区へ転居したことが記載されているが、55年9月の婚姻後に居住していた市の住所の記載は無く、オンライン記録で元妻が婚姻に係る氏名変更手続きを行ったのは59年7月であることが確認できることから、元妻は、実家の所在地の市への住所変更手続き後59年7月の手続時点まで、国民年金に係る手続きを行っていなかったと考えられ、元妻は、当該期間のうち8月までは保険料の未

納期間でその後は国民年金の未加入期間であるなど、元妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、保険料を納付してくれたとする元妻も、当該期間は未納であるなど、元妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④については、保険料を納付してくれたとする元妻は、昭和62年12月に別の市に転居していることから、元妻が転居先の市において申立人の保険料を納付することはできないこと、申立人は、平成2年4月の離婚後に自身で保険料を納付したことはないとしていること、当時申立人が居住していた市の「国民年金納付状況リスト」においても、当該期間に申立人が国民年金に再加入した記録は無く、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、元妻及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月から同年9月まで
私は、勤務していた会社の都合により、国民健康保険と国民年金に加入することになったことから、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、オンライン記録から、申立人は、平成12年1月6日から国民年金未適用者として加入勧奨が行われたが、加入手続がなされなかったため、13年8月23日現在で作成された未適用者一覧表に記録されていることが確認できる上、その後も加入手続がとられていないことが確認でき、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から9年3月まで
私は、20歳になって間もなく、両親に勧められて国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付方法、納付頻度の記憶が曖昧である。

また、申立人は、20歳当時の国民年金の加入手続時に受け取った年金手帳を平成9年4月に就職した際に会社に提出したと説明しているが、当該会社が現在預かっている申立人の年金手帳は9年4月28日に発行され、国民年金の記録欄に記載は無いこと、申立人の基礎年金番号は申立人が就職した9年4月28日に付番されており、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9142

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 9 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月から 60 年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳のときに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の記号番号の記載は無く、申立期間直後に初めて被保険者となった厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、申立人は、母親から年金手帳を受け取ったことは無いとしていること、母親は、昭和 61 年 4 月の第 3 号被保険者制度発足時までは国民年金に未加入であること、申立人に国民年金の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は学生が任意加入適用とされていた時期の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月

私は、昭和60年9月に区役所で国民年金の加入手続を行った際、年金担当の職員から申立期間の国民年金保険料を納付するように言われたことから納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が納付したとする金額は申立期間の保険料額と大きく異なること、申立人が加入手続を行った昭和60年9月時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から59年3月まで

私又は私の母は、昭和53年4月に私の国民年金の加入手続きを行い、母が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続きに関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、現在所持する年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」欄に昭和53年4月7日と記載されていることから、当該時期に加入手続きを行ったと思うとしているが、当該期日は国民年金の資格取得日であり、加入手続きの実施時期を示すものではない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和59年7月に払い出され、同年4月以降の現年度保険料が納付されており、当該払出時点で申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は保険料をさかのぼって納付したとは主張していないこと、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿には、59年6月26日に加入手続きが行われ、昭和59年度以降の保険料が納付されている記載があること、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成元年5月までの期間、同年12月から3年7月までの期間及び同年12月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和63年12月から平成元年5月まで
② 平成元年12月から3年7月まで
③ 平成3年12月から4年3月まで

私は、昭和63年12月に会社を退職後、国民年金の加入手続を区出張所で行い、その後、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和63年12月の会社退職後に、自宅近くの区出張所で国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成7年3月ごろに払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、上記手帳記号番号とは別の国民年金の手帳記号番号が書かれた年金手帳は、現在所持する年金手帳と区出張所において交換されたと説明しているものの、その記憶は曖昧であり、同一人の被保険者に対して新しい手帳記号番号が払い出され、年金手帳を交換することは考えにくく、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から48年3月までの期間及び51年4月から62年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月から48年3月まで
② 昭和51年4月から62年1月まで

私は、国民年金に加入した後は、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付場所、納付額を含め納付全般にわたり記憶が無いと説明している。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の昭和48年9月27日に払い出されており、申立人は当該期間の保険料をさかのぼって納付したことに係る記憶は無く、申立期間②については、申立人が当時居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿には、昭和55年9月に申立人に対して申請免除勧奨通知が送付されたことが記載されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9149 (事案 3482 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 12 月から 44 年 3 月までの期間、昭和 47 年 5 月から 48 年 9 月までの期間、昭和 49 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 12 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 47 年 5 月から 48 年 9 月まで
③ 昭和 49 年 3 月及び同年 4 月

私の所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日として昭和 43 年 12 月 15 日と記入されているので、この日に国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間②当時、婚姻中であった申立人の元妻は国民年金に未加入であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 4 年 2 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、当初の決定を変更すべき新たな資料の提供や具体的な説明が無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないほか、申立人は国民年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日」が昭和 43 年 12 月 15 日と記載されていることをもって、保険料が納付されていた証左であると説明しているが、当該年月日は、国民年金の強制加

入被保険者となるべき時期であり、実際に国民年金の加入手続をした時点、保険料納付を開始した時点を示すものではないなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月から9年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月から9年12月まで

私は、元夫と同居及び婚姻していた期間は国民年金に加入していなかったが、実家に戻った平成9年10月ごろに、7年11月から納付開始時点までの未納としていた国民年金保険料を母に頼んでまとめて納付した。その後、再就職するまでの期間についても保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人が保険料納付を頼んだと説明している母親は、未納保険料の納付を勧めた記憶はあるが、申立人の代わりに加入手続や保険料の納付を行うことはなかったと思うと説明している。

また、申立人が所持している国民年金手帳には国民年金の資格喪失日が平成7年2月24日、資格取得日が15年5月1日と記載されており、申立期間は未加入期間であるため、保険料は納付できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から62年3月まで

私は、就職して1、2年たったころ、国民年金保険料が未納であるとの通知を受けたので、保険料を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、昭和63年又は64年に保険料を納付したと説明しているが、保険料の納付場所に関する記憶が曖昧であり、当該時点では申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は、国民年金の加入手続を初めて行ったのは平成9年であると説明しているなど、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月及び同年 3 月
私の妻は、平成 5 年ごろに夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料をさかのぼって納付した。妻からは「未納分を全部払ってきた。」と聞いている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたとする妻は、保険料の納付額、納付期間等に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間当時は、申立人の妻が厚生年金保険被保険者であるため、申立人は国民年金の任意加入期間であるが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 5 年 2 月ごろに払い出され、申立期間は未加入期間であるため、保険料を納付することができないほか、申立人は申立期間当時に国民年金加入手続きを行ったことはなく、平成 5 年ごろに初めて国民年金に加入したと説明しているなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日」が昭和 61 年 2 月 28 日と記載されていることをもって、保険料が納付されていた証左であると主張しているが、当該年月日は国民年金の第 1 号被保険者となるべき時期であり、実際に国民年金の加入手続きをした時点、保険料納付を開始した時点を示すものではないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から44年6月1日まで
② 昭和44年6月1日から同年7月2日まで
③ 昭和44年7月8日から47年4月29日まで
④ 昭和47年6月12日から48年3月21日まで

年金記録を確認したところ、申立期間①については、厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間②、③及び④については、脱退手当金の支給記録がある旨の回答をもらった。

しかし、申立期間①については、A社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②、③及び④に係る脱退手当金については、当該期間の事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、当該期間にA社において厚生年金保険の資格を喪失した同僚を記憶していることから、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「申立期間①当時の従業員に関する人事記録等の資料を保有していないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①に厚生年金保険被保険者であり、連絡先が確認できた7名の従業員は、いずれも申立期間①

に申立人が勤務していたことを記憶していない。

さらに、申立人は、当時の同僚1名が自分よりも前から勤務していた旨供述しているところ、当該同僚の厚生年金保険の資格取得年月日は申立人と同日となっているほか、正社員として入社し申立人と同様の業務内容で勤務していた同僚は、「自分が入社してから、厚生年金保険の被保険者となったのは、7か月後だった。この間は試用期間だったと思うが、保険料が控除されていたかは不明。」と供述していることから、A社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

加えて、A社及び申立期間①当時の社会保険事務担当者は、厚生年金保険の被保険者でない者が勤務していたとしても、被保険者ではない期間に、給与から厚生年金保険料の控除をすることは無い旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②、③及び④については、申立人の当該期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいわゆるうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月13日から38年2月21日まで
② 昭和38年3月20日から39年6月12日まで
③ 昭和39年6月17日から同年8月1日まで
④ 昭和39年8月1日から41年4月1日まで

年金受給の手続をするときに、申立期間①から④までについて脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した覚えが無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る厚生年金保険被保険者期間は、オンライン記録によると、4つの事業所に係る被保険者期間が確認できるところ、申立人の脱退手当金については、当該事業所を管轄している各社会保険事務所（当時）で管理されていた厚生年金保険被保険者期間が漏れなく請求されている上、申立人の申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されるとともに、申立期間①から④までに係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から④までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月から34年6月1日まで

A社を昭和23年3月に法人登記して以来、その代表社員として勤務し、申立期間については、厚生年金保険料を毎月の給与から控除し納付してきたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間に同社の代表社員であり、また、従業員の供述からも勤務の実態は確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年6月1日と記録されており、申立期間は適用事業所となっていない。

また、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人の年金手帳番号の払出日は昭和34年6月3日となっており、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日とほぼ一致する。

さらに、申立人は、申立期間当時の従業員総数は4人程度であると述べていることから、A社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしておらず、同社の代表社員である申立人が、自らの給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月 21 日から 56 年 3 月 31 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和 56 年 3 月 30 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は昭和 54 年 9 月 20 日にA社を退職し、離職票が交付されている旨の記録があることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、申立期間当時の代表取締役も死亡しているため、申立期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社の担当者は、「厚生年金保険と雇用保険の取得及び喪失の届出は、同時に行っていたと思う。厚生年金保険に加入させていない期間について、給料からの保険料控除は無いと思う。」と供述しているところ、申立人と同様に昭和 54 年 9 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している 3 人の従業員の雇用保険被保険者の離職日が、申立人の記録と一致していることから、同社における社会保険の取扱いが担当者の供述どおりであることがうかがえる。

加えて、申立期間に、A社で厚生年金保険被保険者の資格を取得した 5 人の従業員に照会したが、申立期間における申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月から 35 年まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった作業光景の写真から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、所在地を管轄する法務局において、同社の商業登記の記録は保存期間満了による廃棄済みのため確認できない。

また、A社は既に廃業しており、元事業主は死亡しているため、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況について確認することができず、元従業員からも当該期間の厚生年金保険料の控除について供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月30日から41年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親の経営するA社に入社し、同社の子会社であるB社へ異動したことがある以外は継続してA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から、申立期間とその前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員5名に照会したところ、回答のあった3名全員が申立人を記憶しているものの、申立期間に同社に勤務していたかどうかについては不明であると供述している。

また、A社において、申立期間に係る資料は残っておらず、申立期間当時の事業主及び総務経理担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A社に入社後すぐにB社へ異動した可能性がある旨を供述しており、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、同社において、昭和40年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年3月30日に同資格を喪失した後、41年4月1日に再び被保険者資格を取得していることが確認でき、また、社会保険事務所（当時）において、40年8月20日に同社の定時決定（算定）が完了した記載が確認されるが、申立人に係る当該定時決定の記載は無く、訂正等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には契約社員として平成9年10月31日まで勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年10月31日までA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び健康保険組合の加入記録は、A社に係るオンライン記録上の加入記録と符合していることが確認できる。

また、A社の総務部長は、同社の給与が毎月20日締切りの当月25日支払であり、厚生年金保険料の控除については、翌月控除であると供述しているところ、申立人から提出された給与明細書によると、申立人の退職月の翌月である平成9年11月に支給された給与からは、厚生年金保険料は控除されておらず、また、当該給与明細書の出勤日数欄には、「10日」と印字されていることから、当該給与は、同年10月21日から同年10月30日までの期間に係る給与であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 8 月 10 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 4 月からA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びA社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しにおいて、申立人の被保険者資格取得日は、昭和 59 年 8 月 10 日となっており、オンライン記録による同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、A社の経理担当者は、上記の「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しのほかに申立期間当時の資料等は保管されていないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明であるが、同社では3か月から5か月の試用期間を設けており、その期間には保険料の控除は無かったと供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者資格を有する従業員に照会したところ、回答のあった従業員からは、当時の申立人の勤務状況や厚生年金保険料を給与から保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られず、その従業員の一人は、入社後3か月の試用期間があったと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 9 月 1 日から 51 年 12 月 10 日まで
② 昭和 53 年 12 月 21 日から 54 年 1 月 5 日まで

申立期間を含む昭和 49 年 7 月 1 日から 56 年 7 月 31 日まで、同じ事業主が経営する A 社あるいは B 社に社長付運転手及び営業として継続勤務していたが、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録並びに A 社及び B 社の複数の従業員の供述から、申立人は A 社あるいは B 社において、当該期間に社長付運転手として勤務していたことが推認できる。

しかし、B 社に係る事業所別被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和 51 年 12 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A 社及び B 社は、同じ事業主が経営しており、当該事業主に対して照会を行ったが、回答が得られないため、申立期間①における申立人の厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 社に係る事業所別被保険者名簿により、同社の事務担当として氏名が記載されている者に照会を行ったが、回答は無く、また、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった当時の事業所別被保険者名簿に、同社の事務担当として氏名が記載されている者は、「自分は、同社では 1 年未満の勤務であり、一般事務を行っていたため厚生年金保険の取扱いは記憶に無い。」と回答していることから、申立期間①における申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、現在の B 社の支配人は、「B 社及び A 社は、実態としては、同一事業主によ

る同一事業所であり、当時は事業主が個々によって、社会保険の取扱いをしていたように思う。なお、両社に係る資料が無いため、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いは不明である。」と供述している。

申立期間②について、A社及びB社の複数の従業員の供述から、申立人はA社あるいはB社のいずれかにおいて勤務していたことが推認できる。

しかし、A社における申立人の雇用保険の離職日（昭和53年12月20日）は、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日（昭和53年12月21日）と符合していることから、申立人は、申立期間②に同社に勤務していたことは認められない。

また、上記のとおり、A社及びB社の事業主及び上記事務担当として氏名が記載されていた2名から、申立人に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料控除についての回答が得られないため、申立人の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認できない。

さらに、上記支配人は、申立期間②当時の資料を保管していないため、申立期間②についての申立人の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 13066 (事案 5574 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月5日から38年5月15日まで
② 昭和38年5月25日から39年3月1日まで
③ 昭和39年7月28日から40年4月28日まで
④ 昭和41年9月15日から42年9月12日まで
⑤ 昭和43年11月15日から44年5月6日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及び③、C社に勤務した申立期間④並びにD社(現在は、E社)に勤務した申立期間⑤の厚生年金保険の記録が無い旨を第三者委員会に申し立てた結果、同委員会から、申立期間①、②、③及び⑤については、複数の従業員の供述等から、期間は特定できないものの勤務は推認できるが、厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情が無く、申立期間④については、複数の従業員について、退職日と厚生年金保険の資格喪失日は、ほぼ一致していること等から、保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情が無いなどの理由で、平成21年12月に記録を訂正できないと通知を受けた。

しかし、申立期間①、②、③及び⑤については、新たな資料は無いが、申立期間④については、申立事業所をB社に変更し、同社の同僚が勤務を証明した文書を提出するので、再度調査して各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の複数の従業員等の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、同社は既に解散しており、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除等について確認することができない上、当時、同社の管理職であった従業員は、厚生年金保険の加入は本人の希望によるものであったと供述していること等から、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控

除を確認することができない。

申立期間②及び③（前回の申立てでは、昭和 39 年 7 月 28 日から 40 年 4 月 25 日まで）については、B社の複数の従業員等の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、同社は既に解散しており、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない上、同社の複数の従業員は、厚生年金保険の加入は希望者のみで、加入しない者がいたと供述しており、申立人が自分と同様に同社で指導的立場であったと供述している同僚の厚生年金保険の加入記録は無いこと等から、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除を確認することができない。

申立期間④（前回の申立てでは、昭和 41 年 9 月 14 日から 42 年 10 月 5 日まで）については、C社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社及び同社の事業主から申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない上、同社の複数の従業員が供述している退職日と社会保険事務所（当時）の記録における厚生年金保険の資格喪失日が、ほぼ一致していることが確認でき、同社における申立人の厚生年金保険の加入記録は正しいと推認できることから、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除を確認することができない。

申立期間⑤（前回の申立てでは、昭和 43 年 11 月 15 日から 44 年 2 月 5 日までの期間及び同年 6 月 1 日から 45 年 3 月 31 日までの期間）についてはD社の複数の従業員等の回答から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、同社は、当時の資料等は既に廃棄しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができないと回答しており、また、同社は、厚生年金保険への加入は希望者のみであり、雇用保険と厚生年金保険には同時に加入させていると回答しているところ、申立人に係る雇用保険の加入記録と厚生年金保険の被保険者期間が一致していることが確認できること等から、申立人の厚生年金保険料の控除を確認することができない。

申立期間①から⑤までについて、以上の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 9 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人はこの通知に納得できず、申立期間①、②、③及び⑤については、厚生年金保険料の控除等について確認できる新たな資料は無いが、申立期間④について、前回の申立事業所であるC社を前回の申立期間②及び③の申立事業所であるB社に変更し、新たに同社の同僚が申立人の勤務を証明した資料を提出するので、再度調査してほしいと申し立てしている。

このため、当委員会は、申立期間④において、申立人の勤務を証明した同僚に照会したところ、「B社では、昭和 41 年 12 月から 42 年 9 月まで申立人と一緒に勤務していた。また、当時、厚生年金保険の加入は個々の希望によるものであり、申立人の契約内容は分からないが、私は、給与がなるべく多くもらえるように厚生年金保険には加入せず国民年金に加入していた。」と回答していることから、申立人が申立期間④のうち、昭和 41 年 12 月から 42 年 9 月まで、同社で勤務していたことは推認できるが、

申立期間④における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間①から⑤までについて、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月26日から35年4月11日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していたA社の複数の同僚の回答により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年4月11日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は既に解散しており、当時の事業主及び事業を継承した妻も死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記同僚のうち1名は、「厚生年金保険の適用事業所となる前は、厚生年金保険料の控除は無かった。」と回答している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している従業員については、申立人及び上記同僚のほか5名が確認できるが、4名は既に死亡し、1名は所在不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
昭和 63 年 9 月分の給与から社会保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の提出した昭和 63 年分給与所得の源泉徴収票では、申立人のA社における退職日は、63 年 9 月 29 日と記録され、申立期間の勤務が確認できない。

また、A社が保管する昭和 63 年分所得税源泉徴収簿兼年末調整明細表における退職日は、63 年 9 月 29 日と記録されている上、同社は、当時の取扱いについては資料が無く確認できないが、現在は翌月控除であり、退職月の厚生年金保険料は控除していないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 62 年 5 月まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の代表者の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人は、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、平成9年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録は無い。

また、上記代表者は、申立期間当時のA社の人数は3人であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、厚生年金保険料の控除はしていなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 13077 (事案 1807 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 5 月まで
② 昭和 44 年 3 月から 46 年 9 月まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、給与から保険料控除が確認できないなどの理由で記録を訂正できないと通知を受けた。今回新たに、申立期間当時の同僚5人の氏名を思い出したので、再度調査して申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てに対しては、申立期間①及び②について、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。その理由として、申立期間①については、従業員の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人は、申立期間①当時、A社に勤務していたことがうかがえるが、同社は既に全喪し、当時の事業主や経理担当者とは連絡が取れず、従業員照会の結果においても、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができないこと、また、申立期間②については、B社が保管している申立期間②当時の厚生年金保険加入者台帳及び雇用保険加入者台帳に、申立人の記録が無く、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等について確認することはできない上、申立人は、申立期間②当時、申立人の夫が加入する政府管掌健康保険の被扶養者になっていたことが確認できることから、申立期間①及び②について、同社の厚生年金保険の被保険者でなかったと考えられる。

これに対し、申立人は新たな情報として、申立期間①当時の同僚3人及び申立期間②当時の同僚二人の氏名を上げている。

しかし、申立期間①について、上記同僚3人のうち、A社での厚生年金保険の被保険

者記録を有する同僚一人は、「申立人が勤務したとする店舗に勤務したことはあるが、申立人についての記憶は無い。」と供述し、また、他の同僚二人については、オンライン記録で同社の厚生年金保険被保険者記録を確認することはできなかった。

また、申立期間②について、B社が保管している申立期間②当時の厚生年金保険加入者台帳及び雇用保険加入者台帳に、申立人の記憶する同僚二人の氏名を確認することはできなかった。

以上のことから、申立人が提出した新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から48年10月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和47年12月ごろ、仕事中大けがをしたことがあり、申立期間に同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に勤務していたとするB市のA社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムに厚生年金保険の適用事業所となった記録が見当たらない。

また、申立人の妻は、当時の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会することができない。

一方、B市には、A社と名称は違うが同じ読み方であるC社が厚生年金保険の適用事業所として存在しているが、同社の当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務について確認することができない。

また、C社の事務担当者は、申立期間当時に同社の役員が記録していた仕事の日記帳に、申立人の氏名が無いことから、申立人の勤務について確認ができないと回答している。

さらに、申立人が大けがをしたとする時期に、C社の事務担当者であった従業員は、「大けがをした従業員がいた記憶は無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から42年3月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、社長と面接の上、正社員で入社し、販売員として勤務した。厚生年金保険被保険者証を受け取ったことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間当時の同僚及び従業員の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「当時の資料を保存していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについては不明。」と回答しているため、同社から申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が面接を受けたとしているA社の当時の事業主は既に死亡しており、同社の当時の社会保険担当者及び勤務場所の責任者は病气療養中のため照会することができないため、これらの者から申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「A社から厚生年金保険被保険者証を受け取った。」と主張しているが、同社に係る事業所別被保険者名簿には欠番は無く、被保険者証の交付について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月1日から平成2年1月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、配送業務で2年から3年間勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「当時から在籍している当社の従業員によると、申立人は確かに当社に2年から3年在籍していた。」と回答していることから、期間は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社の事務担当者は、「当時の資料が無いため厚生年金保険の取扱い等について不明だが、当時から勤務している従業員に聞いたところ、「人それぞれだが、自分は入社から1年ぐらいかかった。」と言っている。」と供述していることから、A社では、申立期間当時、すべての従業員を入社時から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがわかる。

また、申立人は、A社の同僚に対する照会を希望していないため、同社の同僚から申立人の勤務状況及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、申立人がA社に入社した際に勤務していたとする同僚について、厚生年金保険被保険者資格の取得日が、申立期間より後の平成2年5月21日と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月10日から12年8月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の給与振込が確認できる通帳のコピーを提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与振込が確認できる預金通帳により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社の現在の事務担当者は、「当時の資料を保存しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況等について不明である。」と回答しているため、同社から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶していたA社の同僚3名のうち2名は、オンライン記録に氏名が見当たらない上、申立人は時給のパートとして同社に勤務していたと供述しているところ、オンライン記録に氏名が見当たらない上記同僚のうち1名は「パートは何も言わなければ厚生年金保険に加入しない。」と回答しているため、申立期間当時、同社では従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和57年2月1日から平成15年6月3日までの期間、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月30日から26年11月1日まで

A社B支社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。被保険者記録が存在する前後の期間と同様、申立期間も同社同支社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「申立人は、申立期間にA社B支社に正社員として勤務し、経理担当であった。」旨申し立てている。

しかしながら、A社から提出のあった申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届の控えにより、事業主が社会保険事務所(当時)に対して、昭和26年11月1日を申立人の同社B支社における被保険者資格の再取得日として届け出ていることが認められ、これは、同社同支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の被保険者資格の再取得日と一致している。

また、A社では、上記提出資料のほかに当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない旨回答している。

さらに、上記被保険者名簿において申立期間に被保険者資格を有する複数の従業員に照会したものの、連絡の取れた22人のうち17人は申立人の氏名を記憶していない旨供述しており、また、残りの5人は申立人の氏名を記憶していたものの、申立人の申立期間におけるA社B支社での勤務状況について明確な記憶が無いため、これを確認することができない。

加えて、A社の社史(A社が昭和29年に発行)において、「昭和20年8月15日の

終戦により工場の機能は停止したため、従業員を全員解雇し、復帰希望者の中から残務整理要員を残留させるなどの人員整理を行った。」旨記載されているところ、上記被保険者名簿では、昭和20年9月から同年12月までの期間に、申立人を含む180人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが認められる上、当該社史に記載されている、21年初めにおける同社B支社の従業員数は、上記被保険者名簿における同時期の厚生年金保険被保険者数とおおむね一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成10年11月1日から12年10月1日までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち平成12年10月1日から14年1月31日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から14年1月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年11月から11年11月までの期間については、オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初56万円と記録されていたところ、同年12月14日付けで、さかのぼって同年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消された上で、10年11月から11年11月までの期間について30万円へと減額訂正されていることが確認できる。そして、当該減額処理の結果、同年12月から12年9月までの期間に係る標準報酬月額も引き続き30万円と記録されている。

一方、申立人は、社会保険事務所（当時）に対する「質問応答書」において、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げる記録の訂正が行われた当時、A社の役員の立場にあった旨回答しており、同社に係る閉鎖登記簿謄本等により、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、取締役であったことが確認できる。

また、上記登記簿謄本等により、当時、代表取締役であったことが確認できる申立人の上司は、「当時、A社の経営状況は悪化しており、これに伴い、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた。」旨供述している。

さらに、A社に係る社会保険料滞納処分票の記録では、上記標準報酬月額の減額処理

が行われた当時、同社が厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納しており、当該滞納保険料の納付について申立人と社会保険事務所の担当職員が交渉を行っていたことも記載されており、同社が当該滞納保険料の支払に苦慮していたことが認められる。

加えて、申立人は、上記標準報酬月額減額処理が行われた当時、A社の責任者（代表取締役の代理）として社会保険事務所と交渉を行い、滞納保険料の処理について同事務所の担当職員の指導を受け入れ、これに基づき、同事務所に対する標準報酬月額減額に係る届出に関与したことを認めている。

これらのことから、申立人は、A社における社会保険事務に職務上関与し、また、社会保険事務所の担当職員から、自身等の標準報酬月額を減額して同社の滞納保険料に充当する必要がある旨の説明を受け、自身等の標準報酬月額の減額に同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として自らの標準報酬月額減額に職務上関与し、同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上認められず、申立期間のうち、平成10年11月から11年11月までの期間及び当該減額処理の結果として記録されている同年12月から12年9月までの期間における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

次に、申立期間のうち、平成12年10月から13年12月までの期間については、オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は30万円とされているところ、同記録では、申立人に係る12年10月及び13年10月の標準報酬月額の定時決定は、それぞれ12年8月22日及び13年8月21日に処理されていることが確認でき、訂正等の記録も無いことから、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、オンライン記録では、A社は平成16年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の当時の代表取締役からは上記供述以外の回答等が得られないため、申立期間のうち、12年10月から13年12月までの期間に係る申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立人は、申立内容を裏付ける給与明細書、給与所得の源泉徴収票等を保管していないため、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月27日から36年4月1日まで
② 昭和36年4月1日から同年8月1日まで

A社B工場に勤務した期間のうちの申立期間①及び同社C工場（本社）に勤務した期間のうちの申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間にそれぞれの事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「自分はA社B工場に正社員として勤務し、発送業務に従事していた。」旨申し立てている。

一方、A社では、当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間①における勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない旨回答している。

また、申立人が記憶していたA社B工場の上司は、既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間①における勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、A社B工場に係る事業所別被保険者名簿から申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、連絡の取れた22人のうち15人は申立人の氏名を記憶していない旨供述しており、また、残りの7人は申立人の氏名を記憶していたものの、いずれも申立人の当該期間における同社同工場での勤務状況や退職日等について明確な記憶が無いため、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

2 申立期間②については、申立人は、A社C工場（本社）に正社員として勤務していた旨申し立てている。

一方、A社では、上記のとおり、当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間②における勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない旨回答している。

また、申立人は申立期間②当時の上司や同僚の氏名を記憶していないため、これらの者を特定できず、申立人の当該期間における勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、A社本社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた12人はいずれも申立人の氏名を記憶していない旨供述しているため、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

加えて、申立期間②について上記被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年ごろから25年11月13日まで

A事業所を通して駐留軍施設であるB事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同記録では昭和25年11月13日に被保険者資格を取得したことになるが、同日以前の申立期間も同事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の親族による証言、申立人による当時の勤務状況等についての具体的な供述から判断すると、始期を特定できないものの、申立人がA事業所を通して駐留軍施設であるB事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、駐留軍施設に勤務する日本人従業員については、厚生省保険局長通知「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日保発第92号）に基づき、昭和24年4月1日から厚生年金保険に加入することとなったことから、申立人は、申立期間のうち、同日までの期間は厚生年金保険の被保険者ではなかったと認められる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年4月1日であり、申立期間のうち、同日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、当時、駐留軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理を行っていたA事業所の業務を引き継いだC省D局E事務所では、その保管する資料（駐留軍従業員カード）に基づき、申立人の採用年月日を昭和25年11月13日と回答しており、これは、上記被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

加えて、当時、A事業所を通して駐留軍施設に勤務した複数の従業員のうち、連絡の取れた一人は、「自分は昭和 24 年初めごろから駐留軍施設に勤務していた。」旨供述しているところ、当該従業員は、上記被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人と同日の昭和 25 年 11 月 13 日に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから、A事業所では、申立期間当時、駐留軍施設に勤務する日本人従業員について、採用してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳における申立人の被保険者資格取得日（昭和 25 年 11 月 13 日）は、上記被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の被保険者資格取得日と一致していることから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 2 日から 56 年 12 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に定時制高等学校に通いながら同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた複数の同僚及びA社の当時の従業員の供述から判断すると、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

一方、A社では、申立期間当時の申立人の厚生年金保険等に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答している。

また、A社の元経理担当者は、「会社の従業員のうち、定時制高等学校に通いながら同社に勤務していた従業員はすべてアルバイトであり、また、同社では、アルバイトは厚生年金保険を含む社会保険に加入させていなかったと記憶している。」旨供述しているところ、同社の当時の複数の従業員は、「自分は、会社にはアルバイトとして入社し、一定期間経過後に正社員となったが、アルバイト期間中は厚生年金保険に加入せず、正社員となってから加入した。」旨供述している。

さらに、A社の当時の複数の従業員については、雇用保険の加入記録における資格の得喪時期と厚生年金保険の記録における資格の得喪時期がほぼ一致しており、このことから同社では、当時、従業員を雇用保険と厚生年金保険に同時期に加入又は脱退させる取扱いであったと考えられるところ、申立人の申立期間における同社での雇用保険の加入記録は無い。

加えて、申立人及びA社の当時の複数の従業員は、申立期間当時、申立てに係る事業所には 20 人ないし 30 人の従業員が勤務していたと供述しているところ、同社に係る事

業所別被保険者名簿では、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は11人ないし16人であり、このことから同社では、申立期間当時、従業員すべてを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

また、申立期間について上記被保険者名簿を確認したものの、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から46年10月1日まで
(昭和43年9月1日から45年4月1日までは除く)
② 昭和49年4月1日から50年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額は不当解雇を争った裁判における仮処分及び判決により決定された賃金より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、昭和42年*月*日付け「B地方裁判所判決」並びに43年*月*日付け、同年*月*日付け及び46年*月*日付け「B地方裁判所賃金支払仮処分決定」において確認できる賃金額により、当該期間の報酬月額は申立人の主張する額であることが確認できる。

一方、申立人から提出のあった昭和43年6月25日付け及び44年4月17日付けのA社との「覚書」により、B地方裁判所の判決及び賃金支払仮処分の決定を受けて、未払賃金及び厚生年金保険料の清算手続が締結されており、46年12月21日付け「領収証書」によりその履行が推認できる。

しかし、昭和43年4月から同年8月までの期間は、「付属資料」の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、昭和 45 年 4 月から 46 年 9 月までの期間は、上記「付属資料」のうちの申立人に係る年末調整資料において確認できる厚生年金保険料の控除額と、オンライン記録の標準報酬月額から計算した厚生年金保険料額はおおむね一致している。

さらに、厚生年金基金の加入員記録により、基金設立時の昭和 43 年 5 月以降の申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

次に、申立期間②について、申立人から提出のあった昭和 50 年 1 月 29 日の「協定書」及び「就労後一年間の経過報告書（要旨）」により確認できる報酬月額は、申立人の主張する額であることが確認できる。

しかし、上記「協定書」には確定後の賃金差額に対する厚生年金保険料の取扱いについての記述は無く、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を改定後の賃金より控除されたことは確認できない。

また、申立人から提出された昭和 50 年分の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料の金額と、オンライン記録の標準報酬月額から計算した厚生年金保険料額はおおむね一致している。

さらに、厚生年金基金の加入員記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から46年10月1日まで
(昭和43年9月1日から45年4月1日までは除く)
② 昭和49年4月1日から50年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額は不当解雇を争った裁判における仮処分及び判決により決定された賃金より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、昭和42年*月*日付け「B地方裁判所判決」並びに43年*月*日付け、同年*月*日付け及び46年*月*日付け「B地方裁判所賃金支払仮処分決定」において確認できる賃金額により、当該期間の報酬月額は申立人の主張する額であることが確認できる。

一方、申立人から提出のあった昭和43年6月25日付け及び44年4月17日付けのA社との「覚書」により、B地方裁判所の判決及び賃金支払仮処分の決定を受けて、未払賃金及び厚生年金保険料の清算手続きが締結されており、46年12月21日付け「領収証書」によりその履行が推認できる。

しかし、昭和 43 年 4 月から同年 8 月までの期間は、「付属資料」の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、昭和 45 年 4 月から 46 年 9 月までの期間は、上記「付属資料」のうちの申立人に係る年末調整資料において確認できる厚生年金保険料の控除額と、オンライン記録の標準報酬月額から計算した厚生年金保険料額はおおむね一致している。

さらに、厚生年金基金の加入員記録により、基金設立時の昭和 43 年 5 月以降の申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

次に、申立期間②について、申立人から提出のあった昭和 50 年 1 月 29 日の「協定書」及び「就労後一年間の経過報告書（要旨）」により確認できる報酬月額は、申立人の主張する額であることが確認できる。

しかし、上記「協定書」には、確定後の賃金差額に対する厚生年金保険料の取扱いについての記述は無く、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を改定後の賃金より控除されたことは確認できない。

また、申立人から提出された昭和 50 年分の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料の金額と、オンライン記録の標準報酬月額から計算した厚生年金保険料額はおおむね一致している。

さらに、厚生年金基金の加入員記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月1日から46年10月1日まで
② 昭和49年4月1日から50年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額は不当解雇を争った裁判における仮処分及び判決により決定された賃金より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、昭和46年*月*日付け「B高等裁判所判決」及び同年*月*日付け「B地方裁判所賃金支払仮処分決定」において確認できる賃金額により、当該期間の報酬月額は申立人の主張する額であることが確認できる。

しかし、申立人から提出のあった「付属資料」のうちの昭和40年分から46年分までの期間の年末調整資料において確認できる厚生年金保険料の控除額と、オンライン記録の標準報酬月額から計算した厚生年金保険の保険料額はおおむね一致している。

また、厚生年金基金の加入員記録により、基金設立時の43年5月以降における、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

次に、申立期間②について、申立人から提出のあった昭和50年1月29日の「協定書」及び「就労後一年間の経過報告書(要旨)」により確認できる報酬月額は、申立人

の主張する額であることが確認できる。

しかし、上記「協定書」には、賃金差額に対する厚生年金保険料の取扱いについての記述は無く、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を改定後の賃金より控除されたことは確認できない。

また、申立人から提出された昭和 50 年分の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料の金額と、オンライン記録の標準報酬月額から計算した厚生年金保険の保険料額はおおむね一致している。

さらに、厚生年金基金の加入員記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から46年10月1日まで
② 昭和49年4月1日から50年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額は不当解雇を争った裁判における仮処分及び判決により決定された賃金より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、昭和46年*月*日付け「B高等裁判所判決」及び同年*月*日付け「B地方裁判所賃金支払仮処分決定」において確認できる賃金額により、当該期間の報酬月額は申立人の主張する額であることが確認できる。

しかし、申立人から提出のあった「付属資料」のうちの昭和40年分から46年分までの期間の年末調整資料において確認できる厚生年金保険料の控除額と、オンライン記録の標準報酬月額から計算した厚生年金保険の保険料額はおおむね一致している。

また、厚生年金基金の加入員記録により、基金設立時の43年5月以降における申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

次に、申立期間②について、申立人から提出のあった昭和50年1月29日の「協定書」及び「就労後一年間の経過報告書(要旨)」により確認できる報酬月額は、申立人

の主張する額であることが確認できる。

しかし、上記「協定書」には賃金差額に対する厚生年金保険料の取扱いについての記述は無く、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を改定後の賃金より控除されたことは確認できない。

また、厚生年金基金の加入員記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から46年10月1日まで
② 昭和49年4月1日から50年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額は不当解雇を争った裁判における仮処分及び判決により決定された賃金より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、昭和46年*月*日付け「B高等裁判所判決」及び同年*月*日付け「B地方裁判所賃金支払仮処分決定」において確認できる賃金額により、当該期間の報酬月額は申立人の主張する額であることが確認できる。

しかし、申立人から提出のあった「付属資料」のうちの昭和40年分から46年分までの期間の年末調整資料において確認できる厚生年金保険料の控除額と、オンライン記録の標準報酬月額から計算した厚生年金保険の保険料額はおおむね一致している。

また、厚生年金基金の加入員記録により、基金設立時の43年5月以降における申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

次に、申立期間②について、申立人から提出のあった昭和50年1月29日の「協定書」及び「就労後一年間の経過報告書(要旨)」により確認できる報酬月額は、申立人

の主張する額であることが確認できる。

しかし、上記「協定書」には賃金差額に対する厚生年金保険料の取扱いについての記述は無く、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を改定後の賃金より控除されたことは確認できない。

また、申立人から提出された昭和 50 年分の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料の金額と、オンライン記録の標準報酬月額から計算した厚生年金保険の保険料額はおおむね一致している。

さらに、厚生年金基金の加入員記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から46年10月1日まで
② 昭和49年4月1日から50年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額は不当解雇を争った裁判における仮処分及び判決により決定された賃金より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、昭和46年*月*日付け「B高等裁判所判決」及び同年*月*日付け「B地方裁判所賃金支払仮処分決定」において確認できる賃金額により、当該期間の報酬月額は申立人の主張する額であることが確認できる。

しかし、申立人から提出のあった「付属資料」のうちの昭和40年分から46年分までの期間の年末調整資料において確認できる厚生年金保険料の控除額と、オンライン記録の標準報酬月額から計算した厚生年金保険の保険料額はおおむね一致している。

また、厚生年金基金の加入員記録により、基金設立時の43年5月以降における申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

次に、申立期間②について、申立人から提出のあった昭和50年1月29日の「協定書」及び「就労後一年間の経過報告書(要旨)」により確認できる報酬月額は、申立人

の主張する額であることが確認できる。

しかし、上記「協定書」には賃金差額に対する厚生年金保険料の取扱いについての記述は無く、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を改定後の賃金より控除されたことは確認できない。

また、厚生年金基金の加入員記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から46年10月1日まで
② 昭和49年4月1日から50年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額は不当解雇を争った裁判における仮処分及び判決により決定された賃金より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、昭和46年*月*日付け「B高等裁判所判決」及び同年*月*日付け「B地方裁判所賃金支払仮処分決定」において確認できる賃金額により、当該期間の報酬月額は申立人の主張する額であることが確認できる。

しかし、申立人から提出のあった「付属資料」のうちの昭和40年分から46年分までの期間の年末調整資料において確認できる厚生年金保険料の控除額と、オンライン記録の標準報酬月額から計算した厚生年金保険の保険料額はおおむね一致している。

また、厚生年金基金の加入員記録により、基金設立時の43年5月以降における申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

次に、申立期間②について、申立人から提出のあった昭和50年1月29日の「協定書」及び「就労後一年間の経過報告書(要旨)」により確認できる報酬月額は、申立人

の主張する額であることが確認できる。

しかし、上記「協定書」には賃金差額に対する厚生年金保険料の取扱いについての記述は無く、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を改定後の賃金より控除されたことは確認できない。

また、厚生年金基金の加入員記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和8年6月15日から19年10月1日まで
② 昭和34年8月1日から39年8月29日まで
③ 昭和39年8月29日から40年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録が無い。また、同社の子会社であるB社（現在は、C社）に勤務した期間のうち、申立期間③に係る加入記録が無い。両社には申立期間も勤務していたので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、A社から提出された職歴が記載された証明書及び在籍証明書により、申立人は同期間において同社に勤務していたものと認められる。

しかしながら、申立期間①のうちの昭和8年6月15日から17年5月30日までの期間については、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の被保険者期間の適用が開始された17年6月1日より前の期間であることから、当該期間は労働者年金保険の被保険者となることのできない期間である。

さらに、申立期間①のうちの昭和17年6月1日から19年10月1日までの期間は、労働者年金保険法が適用される期間であるものの、同法における被保険者として適用される対象者は、工場や炭坑で働く男性の筋肉労働者のみが被保険者となるとされている。このため、申立人が同法の適用される対象者であるか否かを確認したところ、A社の人事部マネージャーは、「申立人は、大学工学部を卒業後、当社に入社し技手となって以来、一貫して技術者として生産技術畑を歩んでいる。労働者年金保険法が適用されていた期間においては、技師補及び製造主任であったことが確認でき、同法

の被保険者に該当していなかったと思う。」と回答していることから、当該期間においては同法の被保険者でなかったものと推認できる。

加えて、申立期間①のうちの昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料の徴収は行われていない期間である。

申立期間②については、前述の職歴が記載された証明書から、申立人が総合研究所長・理事に就任してから取締役を辞任するまでの期間であることが確認できる。この期間に係る申立人の年金記録の欠落について、A社の人事部マネージャーは、「当時の社会保険関係の資料を保存していないので、この期間の申立人の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答している。

また、A社の人事部窓口担当者は、「当時の理事は、役員待遇としての身分だったので、従業員が理事に昇格する際は、いったん退職し、新たに役員待遇として処遇されていた。当時の理事の厚生年金保険の取扱いについては資料が無く不明であるが、これまでに元理事等の御遺族から年金記録の欠落について、何回か照会を受けた記憶がある。」と述べている。

さらに、A社から提出された当時の理事名簿に記載されている7人の理事について、オンライン記録により氏名検索を行ったところ、一人の理事の被保険者記録を確認することができたが、同理事は申立期間②において厚生年金保険の被保険者となっていない上、取締役就任当時の役員名簿に記載されている13人の取締役の厚生年金保険の加入記録も確認することができなかった。これらのことから、同社では申立期間②当時、理事以上の者は厚生年金保険に加入させていなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間③については、C社から提出された歴代役員一覧表及び在籍証明書により、申立人は当該期間において同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、C社は、「申立期間③当時の社会保険に関する資料等を処分していることから、申立人の申立期間③における厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答している。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、同社で申立期間③において取締役として記録されている8人は、全員、申立期間③に係る厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

さらに、申立人と同日にB社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している専務の厚生年金保険の加入記録を調査すると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年10月1日に被保険者資格を取得し、その後、同社の取締役となった35年8月7日に被保険者資格を喪失し、40年8月1日に再取得していることが確認できる。なお、同社の従業員から取締役になった者が前述の専務の他に二人おり、二人とも取締役になったときに厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。これらのことから、同社では、取締役就任すると、厚生年金保険の被保険者資格を

喪失させる取扱いをしていたが、同年8月から取締役も厚生年金保険に加入させる取扱いに変更したものと推測される。

3 このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①、②及び③において、厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を各事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 31 日から同年 5 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和 62 年 4 月 30 日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は平成 2 年 3 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主及び同社の親会社グループに係る人事業務を現在担当しているB社は、「当時の資料が保管されていないので、不明である。」旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、離職日が昭和 62 年 3 月 30 日と記録されているほか、申立人は、同年 4 月 17 日に公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、基本手当の支給決定（受給期間満了年月日は、昭和 63 年 3 月 30 日）を受けていることが確認でき、申立期間において同社に勤務していたことは考え難い。

さらに、申立期間当時、A社が加入していたC健康保険組合（現在は、D健康保険組合）の資格喪失日は昭和 62 年 3 月 31 日と記録され、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と一致していることが確認できる。

加えて、申立期間当時のA社の総務人事担当者は、「社会保険の資格喪失手続は本人の退職願に基づき行うので、勤務途中に手続をすることは考えられない。退職日は退職金にもかかわる重要なことなので、申立人が退職日を勘違いしているものと思われる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月ごろから35年5月ごろまで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、設立時から昭和35年5月ごろまで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明のため、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、当時、自身のほかに女性の従業員が2名勤務していた旨供述しているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿には、当時社会保険事務を担当していた1名以外は確認できないことから、同社では女性従業員の全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿から所在が判明した7名に、申立人の勤務状況等について照会したところ、回答のあった4名のうち1名は、「申立人のことを記憶しているが、申立人の契約や待遇面については一切分からない。」旨供述しているところ、上記申立人の勤務を供述した同僚は、「社会保険事務を担当していた従業員以外の女性社員は、申立人も含めてアルバイト扱いだった。当時は、社会保険業務は同従業員に任せていたので、自分は詳細までは覚えていない。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月18日から同年12月1日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額より低く記録されている。確認できる資料は保有していないが、給与額 30 万円で契約したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成12年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会したが回答が得られず、申立人の申立期間当時の給与額及び厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

また、オンライン記録によれば、A社において申立人とほぼ同時期の平成9年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員の標準報酬月額は、申立人と同額となっていることが確認でき、同年12月の標準報酬月額の随時改定により、申立人同様に増額改定されていることが確認できる。

さらに、上記従業員から供述は得られず、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない上、オンライン記録では、申立人のA社における標準報酬月額は、適切な時期に手続が行われており、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月1日から同年9月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の複数の同僚の氏名が、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されていることが確認できることから、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に解散しており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の同社での勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間に被保険者資格のある複数の従業員に照会したところ、申立人を記憶している者はおらず、また、当該従業員が記憶している同社への入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日を照会したところ、複数の従業員について、入社日から、3か月から10か月経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している当時の同僚4名のうち、1名は上記被保険者名簿に記載が無いことが確認できることから、当時、A社においては、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間に係る整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から同年11月7日まで
A事務所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年9月16日から同年10月1日まで
② 平成10年10月1日から11年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、平成10年9月16日から勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給された報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社における申立人の雇用保険の加入記録は、被保険者資格取得日が平成10年9月16日、離職日が12年12月15日となっていることから、申立人が申立期間①に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人から提出された平成10年10月分から12年12月分までの給与明細書によると、給与から控除された厚生年金保険料は、26か月分であることが確認でき、オンライン記録の被保険者期間である加入月数と一致している。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険雇用保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得日は平成10年10月1日となっており、オンライン記録の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 8 日から同年 7 月 9 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚二人及び従業員一人の合計 3 人が申立人のことを記憶している旨の供述から判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないものの、A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B 社の人事担当者は、申立期間当時の申立人の勤務について確認できず、社員名簿及びその他の書類に記録が残っていないことから、申立人は、勤務していたとすれば日雇の従業員であったと思われる、日雇の従業員は、社会保険には加入させていなかった旨回答している。

また、申立人の雇用形態について、申立人が記憶している上司は、申立人が C 職と呼ばれる日給制 2 か月契約の従業員であった旨供述している。

さらに、申立人と同様に A 社で C 職の従業員として勤務した複数の従業員は、自分が C 職として勤務した期間中は厚生年金保険に加入しておらず、D 職に昇格後、月給制で 6 か月から 1 年契約の雇用形態に変更となったため厚生年金保険に加入した旨供述しているほか、申立期間当時に C 職の従業員であって厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員は、しばらく勤務した後、厚生年金保険の加入について、上司より提案されたため、会社に頼んで加入させてもらった旨供述している。

加えて、申立人は、昭和 57 年 1 月 8 日に A 社に入社したと主張しているところ、雇用保険の受給記録によると、申立人は、56 年 11 月 6 日から 57 年 2 月 3 日まで基本手当を受給していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。